

609 地域密着型通所介護費

【地域密着型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。
報酬告示は加算・減算の基本的な要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに対する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに対する費用の額の算定及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331018号)
③ Q&A	-

○ 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の員数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。
令和3年度介護報酬改定について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000018411_00034.html

加算・減算名	実績	減算	別表2の減算適用要件
定員超過利用減算	-	-	【報酬告示】別表2の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型通所介護第27条第1項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行つのに要する標準的な時間で、それそれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

加算減算名	実施体制	加算減算												
		<p>【通所介護費等の算定方法】5の2 指定地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営事業をいう。この号において同じ。)の指定を受けて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業及び第一号通所事業の利用者の数の合計数)が次の表の上「左」欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(地域密着型通所介護費)については、同表の下「右」欄に掲げるところにより算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</td> <td>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【報酬告示】別表2の2 注2 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、利用者別に厚生労働大臣が定める者に限る。)について、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</td> <td>厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>【通所介護費等の算定方法】5の2 注2 口 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上「左」欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(療養通所介護費に限る。)については、同表の下「右」欄に掲げるところにより算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利用定員を超えること。</td> <td>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</td> </tr> </tbody> </table>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法													
施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。													
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法													
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法													
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法													
指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。													

加算・減算名	実施	付制	加算・減算
【留意事項通知】第2の1(6)	<p>① 小規模多機能型住宅介護及び看護小規模多機能型住宅介護について当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者の数等を入所等させていている場合は、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めることとする。</p> <p>② この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用率を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用率等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとみなされた場合は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者が解消されることは、所定単位数が通常の所定単位数が算定される。</p> <p>④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行つよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>⑤ 災害（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が解消されるに至る場合は翌月も含む。）の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用につれては、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続する場合、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うことにはせぬ。）の翌月も含む。）の受入れ等やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超えた状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行つものとする。</p>		

【留意事項通知】第2の3の2(5)

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことにはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超えた状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行つものとする。

【留意事項通知】第2の3の2(22)

① 当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

② この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。

③ 利用者が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通常の所定単位数が算定される。この平時利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。

④ 利用者が解消されるに至った月まで、利用者が解消されることは、その解消を行つよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

⑤ 災害、虐待、受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続する場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことにはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超えた状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行つものとする。

【Q&A】

A	
Q	

実施 体制	算定 対象	算定 基準	別表2の2 注1 【報酬告示】
実算又は減算	通所介護	減算	<p>従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都度、定員遵守規定にかかるらず、定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を発出し、弾力的な運用を認めてきたところであるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その都度、各自治体において、適切に判断されたい。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 開41)</p> <p>(地域密着型)通所介護と第一号通所事業(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第一号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を一目的に行う事業所にあっては、それぞれの事業ごとに利用定員を定めるのか。また、両事業の利用者を合算して利用定員を定めるのか。また、利用者の数が利用定員を超える場合(いわゆる定員超過減算)については、どのように取り扱うべきか。</p>
人員基準又は減算	減算	70／100	<p>【通所介護費等の算定方法】5の2 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所に指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所の員数が次の表の上[左]欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護事業所の員数を置くこと。注2 ハ 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 指定地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受けない指定地域密着型通所介護事業所にあっては、指定地域密着型サービス基準第20条に定める員数を置いていいこと。 指定地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受ける指定地域密着型通所介護事業所にあっては、同条第一号に定める員数を置いていいこと。</p>

加算・減算名	実施	体操 加算・減算	加算・減算(適用)用要件				
			<p>【通所介護費等の算定方法】5の2 二 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上[左]欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(療養通所介護費)に算定する。同表の下[右]欄に掲げるところにより算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</th> <th>厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いてい ないこと。</td> <td>指定地域密着型サービス介護賃給付費の所定単位数 に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サー ビスに要する費用の額の算定の基準の例により算定す る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意事項通知】第2の1(8)</p> <p>① 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、は、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回つていよいわゆる人員基準欠如に対し、介護賃給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつて終わる年)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合には推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数(小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、1日ごとの同時に適正なサービスの提供を受けた者の算定に当たつては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。)の数の最大値を算定する者を含む。)の数を算定したもの)を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たつては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、 イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が規定期間に規定する算定方法に従つて減算され、 ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が規定期間に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。</p> <p>④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つて、所定単位数が規定期間に規定する算定方法に従つて減算される場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つて、所定単位数が規定期間に規定する算定方法に従つて減算される場合を除く。)。</p> <p>⑤ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>	厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法	指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いてい ないこと。	指定地域密着型サービス介護賃給付費の所定単位数 に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サー ビスに要する費用の額の算定の基準の例により算定す る。
厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法						
指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いてい ないこと。	指定地域密着型サービス介護賃給付費の所定単位数 に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サー ビスに要する費用の額の算定の基準の例により算定す る。						

実施 箇	加算・減算 名	加算・減算 額	加算・減算 算定
【留意事項通知】第2の3の2(23)	① 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。 イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人數を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。 ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数(サービス提供時間数について)×3の2の2の1(1)を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。 ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従つて減算する。		
(看護職員の算定式)	サービス提供日に配置された延べ人數／サービス提供日数 < 0.9		
・(介護職員の算定式)	当該月に配置された職員の勤務延時間数／当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 < 0.9		
二 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従つて減算する。	0.9≤当該月に配置された職員の勤務延時間数／当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 < 1.0		
③ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。			
【留意事項通知】第2の3の2(24)④ ※療養通所介護費	④ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について イ 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、 i) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に従つて減算する。 ii) 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。 ハ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。		
【報酬告示】別表2の2 注4	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合		
(2) 所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	-	- 減算	70／100
【利用者等告示】35の3	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4(※2時間)以上3時間未満の地域密着型通所介護を行つ場合		
第十四号(※)に規定する利用者			
(※)心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者			

加算・減算名	実施 方 法	加算・減算 額	算 式	加算・減算の算定方法
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<p>【留意事項通知】第2の3の2(2)注5 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(利用者等告示第三十五号の三)であること。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本來の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであることを。</p> <p>【報酬告示】別表2の2 注5 イについて、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の減少が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行つた場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することの他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。</p> <p>【区分支給限度基準額外告示】12の2 指定地域密着型サービス介護料付費単位数表の地域密着型通所介護費用のイ及びロの注5(※感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算)、注9及び注24並びにこれからまでの規定による加算又は清算に係る費用の額</p> <p>【留意事項通知】第2の3の2(3) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知を参照すること。</p> <p>【3%加算解説通知】 省略(以下URLを参照のこと。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000188411_000034.html</p> <p>【Q&A】</p>
新型コロナウイルス感染症については、基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「相模区分の特例」という。)の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせいたしました。感染症又は災害については、利用延人員数の減少が生じた具體的な理由は問わらず、当該感染症又は災害の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあつては、3%加算や規模区分の特例を適用することとして差し支えないと明記いたしました。令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間2)	○	Q	A	

加算演算名	加算演算	体制	実施	
各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。	② ③ ④ ⑤	各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。 3%加算については、加算算定終了の前月においてもなお、利用延人員数が5%以上減少している場合は、加算算定の延長を希望する理由を添えて、加算算定延長の届出を行ふこととなつてゐるが、どのような理由があげられている場合に加算算定延長を認めることとどすればよいのか。都道府県・市町村において、届出を行つた通所介護事業所等の運営状況等を鑑み、判断することとして差し支えないのか。	3%加算における届出様式(例)は、今回の取扱いについて分かりやすくお伝えする観点や事務手続の簡素化を図る観点からお示ししたものであり、都道府県・市町村におかれでは、できる限り届出様式(例)を活用されたいたい。 なお、例えば、届出様式(例)に記載してある評議会を開催された届出が適正なものであるか等を判断するために必要な書類等を求めるることは差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開19)	貴見のとおり。他の加算と同様、算定期間を満たした月(利用延人員数の減少が生じた月)の翌月15日までに届出を行わなければ、3%加算の算定期間や規模区分の特例の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行わなかつた場合、令和3年6月にこの減少に係る評議会を開けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた場合は、減少が生じた月の翌月15日までに届出を行ふことにより、令和3年7月以降において、加算の算定期間や規模区分の特例の適用を行うことができる。 なお、令和3年2月の利用延人員数の減少に係る届出にあつては、令和3年4月1日までに行わせるなどを想定しているが、この届出については、新型コロナウィルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村におけるこの趣旨を鑑み、届出の締切について柔軟に対応するようお願いしたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開10)
各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。	② ③ ④ ⑤	各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。 3%加算における届出様式(例)は、今回の取扱いについて分かりやすくお伝えする観点や事務手續の簡素化を図る観点からお示ししたものであり、都道府県・市町村におかれでは、できる限り届出様式(例)を活用されたいたい。 なお、例えば、届出様式(例)に記載してある評議会を開催された届出が適正なものであるか等を判断するために必要な書類等を求めるることは差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開19)	貴見のとおり。他の加算と同様、算定期間を満たした月(利用延人員数の減少が生じた月)の翌月15日までに届出を行わなければ、3%加算の算定期間や規模区分の特例の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行わなかつた場合、令和3年6月にこの減少に係る評議会を開けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた場合は、減少が生じた月の翌月15日までに届出を行ふことにより、令和3年7月以降において、加算の算定期間や規模区分の特例の適用を行うことができる。 なお、令和3年2月の利用延人員数の減少に係る届出にあつては、令和3年4月1日までに行わせるなどを想定しているが、この届出については、新型コロナウィルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村におけるこの趣旨を鑑み、届出の締切について柔軟に対応するようお願いしたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開10)	
各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。	② ③ ④ ⑤	各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護・地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定についての基準(訪問看護等による基準とし、居宅療養管理指導及び介護支援に要する費用の額の算定についての基準)」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所においては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うこととはできるか。 3%加算における届出様式(例)は、今回の取扱いについて分かりやすくお伝えする観点や事務手續の簡素化を図る観点からお示ししたものであり、都道府県・市町村におかれでは、できる限り届出様式(例)を活用されたいたい。 なお、例えば、届出様式(例)に記載してある評議会を開催された届出が適正なものであるか等を判断するために必要な書類等を求めるることは差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開19)	貴見のとおり。他の加算と同様、算定期間を満たした月(利用延人員数の減少が生じた月)の翌月15日までに届出を行わなければ、3%加算の算定期間や規模区分の特例の適用はできない。なお、例えば令和3年4月の利用延人員数の減少に係る届出を行わなかつた場合、令和3年6月にこの減少に係る評議会を開けることはできないが、令和3年5月以降に利用延人員数の減少が生じた場合は、減少が生じた月の翌月15日までに届出を行ふことにより、令和3年7月以降において、加算の算定期間や規模区分の特例の適用を行うことができる。 なお、令和3年2月の利用延人員数の減少に係る届出にあつては、令和3年4月1日までに行わせるなどを想定しているが、この届出については、新型コロナウィルス感染症による利用延人員数の減少に対応するものであることから、都道府県・市町村におけるこの趣旨を鑑み、届出の締切について柔軟に対応するようお願いしたい。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 開10)	

加算・減算名	実施	体制	加算・減算区分	加算・減算適用要件
⑥ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第12報（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施設基準推進室ほか事務連絡）（以下「第12報」という。）による特例を適用した場合、1月当たりの平均利用延人員数を算定するにあたっては、第12報における取扱いの適用後の報酬区分に基づく実際の提供したサービス時間の報酬区分に基づく行うのか。				「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施設基準推進室ほか事務連絡）問4でお示ししているとおり、貴見のとおり。（令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間11）
⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響による他の事業所の休業やサービス縮小等に伴つて、当該事業所の利用者を基本的に受け入れた結果、利用者数が増加した事業所もある。このような事業所においては、各月の平均利用延人員数及び前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたり、やむを得ない理由により受け入れた利用者について、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととしても差し支えないか。				差し支えない。本体通知においてお示しているとおり、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、通所介護、地域密着型通所介護及び介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月1日企第36号）（以下「留意事項通知」という。）第2の7(5)を、通所リハビリテーションにおいては留意事項通知第2の8(2)を適用することとしており、同項中の「災害その他やむを得ない理由には新型コロナウイルス感染症の影響も含まれるものである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業やサービス縮小等を行った事業所の利用者を臨時的に受け入れを行った利用者が3%加算の算定や規模区分の特例を行ふ事業所を利用している場合、当該利用者については、平均利用延人員数に含めることとする。
⑧ ⑨ 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族への説明を行つたことや利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要はあるか。				3%加算や規模区分の特例を適用するにあつては、通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行つたこととし、同様の取扱いとする。⑩ 3%加算や規模区分の特例は、感染症や災害の発生を理由として利用延人員数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から設けられたものであり、この趣旨を鑑みれば、当該通所介護事業所等を利用する全ての利用者に對し適用することが適当である。（令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間14）

加算区分	加算名	算定要件
実施体制		
⑪	第一号通所事業には、3%加算は設けられないのか。	貴見のとおり。なお、通所介護事業所等において、3%加算や規模区分の特例の適用対象となるか否かを判定する際の各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、本体通知Ⅱ(3)にお示ししているとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企業等第36号)第2の7(4)を準用するものであることから、通所介護事業等と第一号通所介護事業が一体的に実施されている場合には、第一号通所事業の平均利用延人員数を含むものとする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.1 間15)
⑫	新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に一度しか行うことなどができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもつて3%加算の算定を終了した事業所があつたとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。	感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的には一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間21)
○	・9時間以上10時間未満の場合 ・10時間以上11時間未満の場合	【報酬告示】別表2の2 注6 イについて、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以内9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の前後に行つた日常生活上の世話を計算した時間が9時間以上となつた場合は、次(左)に掲げる区分に応じ、次(左)に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

加算・減算名	実施	体録	加算・減算	加算・減算適用要件
				【留意事項通知】第2の3の2(4) 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、 ① 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 ② 9時間の地域密着型通所介護の前に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして算定されるものであるため、例えば、 ③ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=12時間-9時間)の延長サービスが算定される。
				150単位 ・12時間以上13時間未満の場合 ② 9時間の地域密着型通所介護と延長サービスと連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合 150単位 ・12時間以上13時間未満の場合 ③ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスと200単位が算定される。 200単位 ・13時間以上14時間未満の場合 ④ 8時間の地域密着型通所介護と延長サービスと200単位が算定される。
				【Q&A】
				<p>A</p> <p>延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行ったときに、当該可能な事業所において、実際延長サービスを行ったときに、当該利用者について算定できる。</p> <p>通所サービスの所要時間と延長サービスの所要時間の通算時間が、例えば通所介護の場合であれば9時間以上となるときには1時間ごとに計算するとしているが、ごく短時間の延長サービスを算定対象となることは当該加算の趣旨を踏まえれば不適切である。(平成24年度介護報酬改定Q&A vol.1 間61)</p> <p>延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合等に算定できない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間27)</p> <p>延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の世話を算定する場合等を行った後に引き続き日常生活上の世話を算定する場合等をあることから、算定できない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間27)</p> <p>延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護に含まれるものではなく、いわゆる預かりサービスなどを、事業所の実情に応じて適当数の従業員を置いて行うものである。よって、延長加算の時間帯は人員基準上の提供時間帯に該当しない。複数の単位の利用者を同一の職員が対応することもできる。(平成15年介護報酬に係るQ&A 間6)</p> <p>延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を算定する場合に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間は8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上から算定可能である。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯(9時間に到達するまでの30分及び9時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していくべき差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間28)</p>

加算・減算名	対象施設	基制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑤ 延長加算に係る届出について				<p>延長加算については、「実際に利用者に対しても延長サービスを行なうことが可能な場合」に届出できると規定されている。よって、延長サービスに係る従業者の配置状況が分かる書類などを添付する必要はない。(平成15年介護報酬に関するQ & A 問8)</p>
⑥ 延長サービスに係る利用料はどうのような場合に徴収できるのか。				<p>通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービスに係る従業者の配置状況が分かる書類などを添付する必要はない。(平成15年介護報酬に関するQ & A 問8)</p> <p>(参考)延長サービスに係る利用料徴収の例</p> <p>①サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合</p> <p>→8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。</p> <p>②サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合</p> <p>→8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。</p>
⑦ 9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定可能か。				<p>延長加算については、算定して差し支えない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問56)</p> <p>通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には、別途宿泊サービスに係る利用料を徴収していることから、延長に係る利用料を徴収することは適当ではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問57)</p>
⑧ 宿泊サービスを利用する場合等については延長加算の算定が不可とされたが、指定居宅サービス等の基準令96条第3項第2号に規定する利用料は、宿泊サービスとの区分がされなければ算定することができるか。				<p>通所介護等の利用者が自宅には帰らず、別の宿泊場所に行くまでの間、延長して介護を実施した場合、延長加算は算定できるか。</p> <p>「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできないこととされているが、以下の場合には算定可能か。</p> <p>① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用してその当日より宿泊サービスを利用した場合</p> <p>② 宿泊サービスを利用した後、通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合</p>

実施 施	加算・減算 額	加算・減算算用要件
加算・減算名		加算・減算算用要件
		<p>共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所(介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所)の人員基準欠如減算是、障害福祉の事業所として人員基準上満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよい。か。</p> <p>② 通所介護の機能訓練指導員は、配置基準上は1以上とされることは可能。共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を業務する事業所でサービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所の制度でサービスを受けやすくなるために、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられたものであり、対象者を区分せずに、一括して算定することができる。このため、機能訓練指導員が共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を行なうことは可能か。また、その場合は個別機能訓練加算の専従要件に該当するのか。</p> <p>③ 生活介護事業所が共生型生活介護の指定を受けたときに、通所介護の機能訓練指導員(理学療法士等)が共生型生活介護における自立訓練(機能訓練)を行なうことは可能か。また、その場合は個別機能訓練加算の専従要件に該当するのか。</p>
生活相談員配置等加算	○ 加算 13単位 (1日につき)	<p>【報酬告示】別表2の2 注8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注7(※共生型地域密着型通所介護を行なった場合は、生活相談員等配置加算)の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。</p> <p>【大至基準告示】14の2 注8 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員等配置加算の基準</p>
		<p>【留意事項通知】第2の3の2(6) ① 生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等イサークス事業所(以下この(6)において「指定生活介護事業所等」という。)に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。 なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。 ② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保健園等との交流会など)の提供」、「影和狂カフェ・食堂等」「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受け入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 ③ なお、当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。</p>
		<p>【報酬告示】別表2の2 注9 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス第29条第6号又は第40条の12第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、指定地域密着型通所介護を行なった場合</p>

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	留意・留意適用要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	加算 1日につき 5／100	<p>【厚生労働大臣が定める地域】平21告83・二 イ 指定訪問看護ステーションの場合 ロ 病院又は診療所の場合 ハ 指定期巡回・随時応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合 <平成21年厚生労働省告示83号2></p> <p>次のいずれかに該当する地域</p> <p>イ 離島振興法(昭和12年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯等に該当する辺境地帯 木 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺境地 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村村 ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 チ 特定農山村地域 農山村地域 又 過疎地対立促進特別措置法(平成15年法律第15号)第2条第1項に規定する離島 リ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する過疎地域</p>
入浴介助加算(Ⅰ)	○ ○	加算 40単位 (1日につき)	<p>【報酬告示】別表2の2 注10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で当該基準による入浴介助を行った場合は、1日に つき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加 算は算定しない。 (※)入浴介助加算(Ⅰ)を算定している場合においては、入浴介助加算(Ⅱ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】14の3 イ 運所介護費 地域密着型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における入浴介助を有して行われる入浴介助であること。</p> <p>【留意事項通知】第2の3の2(8) ア</p> <p>①入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(大臣基準告示第14号の3)が、この場 合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用 者自身の力を活用し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などをすることにより、結果として、身体に直接接觸する介助 を行わなかつた場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考え られる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。</p> <p>②地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者の事情により、入浴を実施しなかつた場合については、 加算を算定できない。</p>

算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件
算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件
算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件
算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件

加算演算名	加算演算	判定	実施
浴槽の清拭用要件	<p>利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の家族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具體的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者に算定することとしても差し支えない。</p> <p>① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。</p> <p>② 必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。</p> <p>③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。</p> <p>⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。</p> <p>・なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 間1)</p>	<p>入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどういう場所が想定されるのか。</p> <p>①</p>	
入浴介助加算(II)	<p>入浴介助加算(II)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどないるか、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。</p> <p>②</p> <p>③</p>	<p>入浴介助加算(II)については、算定にあたつて利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどないるが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。</p>	<p>入浴介助加算(II)については、算定にあたつて利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することなどないるが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。</p> <p>③</p>

中重度者ケア体制加算	中重度者減算	加算演算	加算算定
○ 加算	○ 加算 (1日につき) 45単位	<p>④ 入浴介助加算(Ⅱ)については、個別の入浴計画に基づき、個浴その他利用者の居室の状況に近い環境(手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居室の浴室の環境を個別に模したもの)にて、入浴介助を行なっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのように介助を想定しているのか。</p> <p>⑤ 大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居室の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えなしのか。</p>	<p>利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用しことができる動作用あるいは、引き続き実施できる動作用については、介助を行う必要がある動作(「入浴介助加算(Ⅱ)」の算定に応じた身体介助を行なう)。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に応じた身体介助者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問4)</p> <p>参考:利用者の状態に応じた身体介助の例>(略)</p>
○ 加算	○ 加算 (1日につき) 45単位	<p>⑥ 入浴介助加算(Ⅱ)について、個浴その他利用者の居室の状況に近い環境(手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居室の浴室の環境を個別に模したもの)にて、入浴介助を行なうことなどないが、例えばいやゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居室の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えなしのか。</p>	<p>例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ、高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されていれば、差し支えない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問5)</p>
○ 加算	○ 加算 (1日につき) 45単位	<p>⑦ 同一事業所において、入浴介助加算(Ⅰ)を算定する者と入浴介助加算(Ⅱ)を算定する者が混在しても差し支えない、か。また、混在しても差し支えない場合、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に係る基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に係る基準等における留意点について」(平成12年3月8日考企第41号)に定める「介護給付費算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス・施設サービス・居宅介護支援」等はどのように記載さればよいか。</p>	<p>前段については、「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.8 問6)</p>

加算の算定基準		加算の算定方法	
算定基準名	算定期間	算定期間	算定期間
【大臣基準告示】第151号の3 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準	毎月	毎月	毎月
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員による職員数の算定方法による職員数を、暦月ごとに規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第七号)に規定する常勤換算方法をいう。			
ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第七号)に規定する常勤換算方法を用いて算定すること。			
三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の三十以上であること。			
ハ 指定地域密着型通所介護を行つて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置していること。			
【留意事項通知】第2.0の3の2(9)			
① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法には、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数についても、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。	毎月	毎月	毎月
② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関する人員数には含めない。	毎月	毎月	毎月
③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。			
イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。			
ロ 前3月の実績により届出を行つた事業所については、届出を行つた月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。	毎月	毎月	毎月
④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。			
⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、注15の認知症加算の算定期間を満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定期間に認知症加算も算定できる。			
⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であつても社会性の維持を図り在宅生活の維続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。			
			【Q&A】

加算・減算名	実施	体制	加算・減算算用要件
			① 指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。
			② 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を終了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置する場合は、認知症介護に係る研修を終了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。
			③ 認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。
			④ 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。

例えば、定員20人の通所介護、提出時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。(本来であれば、曆月で計算するが、単純化のために月に過て計算。)

月	火	水	木	金	土	日	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
在宅時間	11.2時間	9.8時間	12.0時間	14時間	7.5時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	0時間	35時間
職員D	8.8時間	8.8時間	8.8時間	8.8時間	8.8時間	0時間	35.2時間
計	23.5時間	23.5時間	23.5時間	23.5時間	23.5時間	0時間	147時間
常勤時間	11.8時間	11.8時間	11.8時間	11.8時間	9時間	24時間	7.6時間

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延长时间数
(例:月曜日の場合)
確保すべき勤務時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 = 11.2時間

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数
(例:月曜日の場合)
指定基準に加えて確保された勤務時間数 = (8 + 7 + 8) - 11.2 = 11.8時間
以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、84時間 ÷ 40時間 = 2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問25)

中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することとはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を終了している者を別に配置する必要がある。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問26)

前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以後においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問27)

事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算に規定する看護職員又は介護職員の割合を常勤換算方法で2以上確保するに当たって満たすことになる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問28)

加算申請單名	加算算定額	加算算定額

実施体制	認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定期間	認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定期間
⑤	認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定期間の一つである事業の認定点介護等修習者研修等修習了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されなければ、複数単位におけるサービス提供を行つている場合でも、それぞれの単位の利用者がが加算の算定期間に象になるのか。	認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定期間の一つである「指定通所介護をを行う時間帯を満たす」には、サービスの提供時間帯を満たすことを満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問29)
⑥	通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践修習等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わつても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されれば、加算の要件を満たすと考えてよいか。	通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践修習等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わつても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されれば、加算の要件がが加算の算定期間に象になる。)
⑦	認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。	認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。

利用者①	要介護度	利用実績		
		1月	2月	3月
利用者②	要介護1	7回	4回	7回
利用者③	要介護2	7回	6回	8回
利用者④	要介護3	6回	6回	7回
利用者⑤	要介護3	12回	13回	13回
利用者⑥	要介護2	8回	8回	8回
利用者⑦	要介護3	10回	11回	12回
利用者⑧	要介護1	8回	7回	7回
利用者⑨	要介護3	11回	13回	13回
利用者⑩	要介護4	13回	13回	14回
利用者⑪	要介護2	6回	6回	7回
合計(要支授者を除く)		46回	50回	52回
		8.2回	8.1回	8.6回

加算の算定期間

加算・減算名	実施	体制	加算・減算
⑧ 加算算定の要件である通所介護を行いう時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間数には含めることができるといふことですか。	○		提供時間帯を通して配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行ふ常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定期要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問37)
⑨ 重度の要介護者であつても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムはどういうものか。	○		今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の保育づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもつて生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問38)
⑩ 通所介護を行いう時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。	○		当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問39)
⑪ サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知症加算又は中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所介護を行いう時間帯を通じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定することはできない。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月30日)問1)	○		中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員を常勤換算方法で2以上確保していくこと。 b 指定通所介護等を行いう時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 としており、これにより配置された看護職員には、「指定期間内にあつては、中重度者ケア体制加算の算定期に係る看護職員としての業務に従事していない機能訓練指導員(1)(1)の算定期要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」に対して勤務することとは差し支えない、b)により配置された看護職員は、「指定通所介護等を行いう時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3問59)
⑫ 個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロ)においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となるが、必要となる看護職員がこれを持ねることは可能か。	○		
○ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	○	加算	100単位 (3月に1回を限度として、1月につき) ※ 個別機能訓練加算を算定している場合

機能訓練計画の進歩状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進歩状況等を三ヶ月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別	は、算定しない	【大臣基準告示】15の2 イ 運所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型事業所における生活機能向上連携加算の基準次のいずれにも適合すること。
会員	加算	は、算定しない	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第百一十二条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいい。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所(通所型サービス(法第百五十五条の四十五第一号の二に規定する第一号の二の二)の事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に相当するサービスをいう。)の事業を行う事業所をいう。
施設	加算	は、算定しない	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進歩状況等を三ヶ月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別
家庭	加算	は、算定しない	機能訓練計画の進歩状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

加算名	算定規則	算定対象	算定結果	算定対象適用要件
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	O 加算	200単位 (1月につき) ※ 個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位(1月につき)	[報酬告示]別表2の2 注12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)(※生活機能向上連携加算(Ⅰ))については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる場合を算定している場合。ただし、次に掲げる場合は算定しない。また、注13を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を算定する。	[報酬告示]別表2の2 注12 口 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定地域密着型通所介護事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行正在のこと。 【留意事項通知】第2の3の2(10)② イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院であること。 ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ハ ①※生活機能向上連携加算(Ⅰ)ハ、ニ及びヘによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

Q&A

Q	A
---	---

指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよいか。

加算・減算名		実施 体 制			加算・減算		加算箇所適用要件	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		○			56単位 (1日につき)		費用のどおりである。なお、運営先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる扱い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがもつた場合には、積算的に応じるべきである。 (平成30年度介護報酬改定Q&A vol.1 間36)	
②		生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できるものと考えてよいが、 場合も算定できるものと考えてよいが。			【報酬告示】別表2の2注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)※個別機能訓練加算(Ⅰ)口)につき次に掲げる単位数を、(3)※個別機能訓練加算(Ⅰ)口)につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)口)は算定しない。		【大臣基準告示】51の4 イ 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)車ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に從事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を一名以上配置していること。 (2)機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 (3)個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を選択すること。 (4)機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 (5)通所介護費等算定方法第五号の二に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	

加算名	本制	実施	加算・減算	加算の減算適用要件
[留意事項通知]第2の3の2(11)				<p>個別機能訓練加算は、車ら捲能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っており、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らしつづけることを目指すため設けられたものである。</p> <p>本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。</p> <p>① 個別機能訓練加算(1)イ、個別機能訓練加算(1)ロ</p> <p>イ 個別機能訓練加算(1)イを算定する際の人員配置</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該職務の算定対象となる。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。</p> <p>なお、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p> <p>ハ 個別機能訓練指導加算(1)ロ</p> <p>ハ 個別機能訓練の設定・個別機能訓練計画の作成</p> <p>個別機能訓練計画(1)ロに係る個別機能訓練を行っては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標・目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。</p> <p>個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者は家族の意向及び介護専門員等のみ踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上による長期間・短期目標のようくに段階的な目標とするなど可能にするなど目標とする。また、単に身体機能の向上を目指すのみではなく、日常生活機能の維持・向上を目指すこと。</p> <p>個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上における目標とすること。</p> <p>当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助するとして、その項目の選択に代えることができるものとする。</p> <p>二 個別機能訓練の実施体制・実施回数</p> <p>個別機能訓練加算(1)イ及び個別機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とする。</p> <p>訓練時間については、個別機能訓練項目に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。</p> <p>また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るために、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算適用要件
木 個別機能訓練実施後の対応			<p>個別機能訓練加算(1)及び個別機能訓練加算(1)口に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況等についての評価を行うほか、3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下この点において「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。</p> <p>また、概ね3ヶ月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護職員等(例えは当該利用者のADL及びIADLの改善状況等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。</p> <p>また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。</p> <p>該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第21号)第5号の2に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算(1)口を算定することはできない。 ・個別機能訓練加算(1)イを算定している場合は、個別機能訓練加算(1)イ及び個別機能訓練加算(1)ロを算定することはできない。 ・個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定された場合は、個別機能訓練加算(1)イを算定する。 ・個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定された場合でも、利用者の都合等により実際には個別機能訓練が実施されなかつた場合は、個別機能訓練加算(1)イ及び個別機能訓練加算(1)ロを算定することはできない。 ・個別機能訓練・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順等については、別に定める通知において示すこととする。 ・個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。

【個別機能訓練加算等解釈通知】
省略(以下URLを参照のこと。)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuuitei/bunya/0000183411_00034.html

【Q&A】

Q	A
	<p>個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合は算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することができる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日に利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 間49)</p>

加算・減算名	実施	付制	加算・減算額	加算・減算適用要件
				通所介護の個別機能訓練計算について、利用者の居宅を訪問し、利用者の在宅生活の状況を確認した上で、多職種共同で個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施することとなるが、利用者の中には自宅に人を入れることを極端に拒否する場合もある。入れてももらえたとしても、玄関先のみであつたり、集合住宅の共用部分のみであつたりなど、いろいろある。このような場合には、個別機能訓練加算を取るためにどのような対応が必要となるのか。
②				利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問43)
③				利用契約前に居宅訪問を行い利用者の在宅生活の状況確認を行い、利用契約に至った場合、個別機能訓練加算の算定期要件を満たすことになるか。
④				居宅を訪問するのは、利用者宅へ送迎をした後そのまま職員が残り、生活状況を確認することでも認められるか。
⑤				個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でなくてよいのか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまうのもよいのか。
⑥				ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用している場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。
⑦				「はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする路に求められる要件どなる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
⑧				「はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのようく確認するのか。

加算・減算名	実施方法	加算・減算	加算・減算	加算・減算
個別機能訓練加算(Ⅰ)口における理学療法士等を、専ら機能訓練指導員の職務に從事するにあたって、利用者の居宅を訪問する場合における時間の定めはありますか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に從事することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置することによって、サービス提供時間帯を通じて1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(Ⅰ)口に代えて個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定してもよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)イに係る機能訓練指導員については、具體的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与するどどんに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置することとなるが、当該機能訓練指導員は専従で配置が必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問48)	個別機能訓練加算(Ⅰ)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合は、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通して1名以上配置している場合には、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、業務日ごとの配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問50)	個別機能訓練指導員については、個別機能訓練加算(Ⅰ)口の場合のみ、サービス提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問しておいては、個別機能訓練の実施にない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(Ⅰ)イについては、配置時間の定めはない。)
⑨	⑩	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うことなどなつては、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行つては、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、いざれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保されることはない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問52)
⑪	⑫	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通して1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等は	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通して1名以上配置することによって、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等は	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、いざれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保することはない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問52)

加算減算名	加算減算の概要	加算・減算用要件
個別機能訓練指導員の配置	<p>第一号通所事業と一緒にするために運営される通所介護において、個別機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供のために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか。</p> <p>①</p>	<p>個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等における機能訓練指導員の配置基準によれば、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」は、専ら機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合に算定要件を満たすものとして差し支えない。</p> <p>また、この基準によると配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である」として差しきさえない。</p> <p>このため、具体的には以下①②のどちらとなる。</p> <p>①機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合</p> <p>一個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>②機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて配置された機能訓練指導員の配置基準による要件を満たすことが可能である。</p> <p>③機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置されることなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>④個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>⑤個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置されることなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問54)</p>
介護施設用要件	<p>第一号通所事業と一緒にするために運営される通所介護において、個別機能訓練指導員(1)又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか。</p> <p>①</p>	<p>個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等における機能訓練指導員の配置基準によれば、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」は、専ら機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合に算定要件を満たすものとして差し支えない。</p> <p>また、この基準によると配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である」として差しきさえない。</p> <p>このため、具体的には以下①②のどちらとなる。</p> <p>①機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合</p> <p>一個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>②機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて配置された機能訓練指導員の配置基準による要件を満たすことが可能である。</p> <p>③機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置されることなく、同加算の人员配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>④個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>⑤個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置されることなく、同加算の人员配置に係る要件を満たすことが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問55)</p>

加算・減算名	実施 体制	外 制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い、この場合、看護職員の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地地域密着型通所介護)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していがない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。</p> <p>②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、この場合、看護職員の配置基準は介護職員と一緒にものとして定められており、指定地地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら当該指定地地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が割り当てられており、指定期間数で除して得た数が1以上いる時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきとされている。この配置基準を看護職員により満たしてある場合において、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。(「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)</p> <p>なお、①②いずれの場合においても、都道府県・市町村においては、看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や銀髮等を行いつつ、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの要件を満たすような業務をなし得るのかについて、加算定事業所ごとにその実態を十分に確認することが必要である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問56)</p>

加算項目名	加算申請	付録	実施
問45 看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問55 機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い、問56 (看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い)又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。	問45 看護職員と機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い、問56 (看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い)又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 ①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(看護職員が11名以上ある事業所に限る)における取扱い、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」について、配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 ②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、 看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所においては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の算定要件や個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 (配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 開57)	問45 看護職員と機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い、問56 (看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い)又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 ①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(看護職員が11名以上ある事業所に限る)における取扱い、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」について、配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 ②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、 看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所においては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の算定要件や個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 (配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 開57)	問45 看護職員と機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い、問56 (看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務したことによる取扱い)又は口の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 ①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(看護職員が11名以上ある事業所に限る)における取扱い、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」について、配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 ②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、 看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所においては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の算定要件や個別機能訓練加算(1)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」としての取扱い、 (配置が義務づけられている機能訓練指導員がかつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 開58)
問46 個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置するが、運営所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置される者が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員である者がこれを兼ねることは可能か。	個別機能訓練加算(1)又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置するが、運営所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置される者が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員である者がこれを兼ねることは可能か。	⑥	個別機能訓練加算(1)又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置するが、運営所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置される者が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員である者がこれを兼ねることは可能か。

加算・減算名	実施体制	加算・減算	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a. 通所介護等事業所に配置が必要とする看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b. 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロにおいては、専ら機能訓練指導員が、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配管が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。	実施体制	加算・減算	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロの算定要件に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配管が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。
(1)			個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロにおいては、専ら機能訓練指導員が、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配管が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。
(2)			個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロにおいては、専ら機能訓練指導員が、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配管が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。

加算・減算名	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅲ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロープ提供分まで、個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定して、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロープが目的とした「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを達成するため、「リハビリーション個別機能訓練、栄養管理及びロープ管理の実施について」(令和3年3月16日老認発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)算定期間のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間62)
			令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している利用者について、①でも、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロープを算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行い、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。
			個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロープにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たつては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することなどなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。
			個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロープにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たつては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することなどなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。
			個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロープに係る個別機能訓練時間について、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間と適切に設定することなどなっているが、具体的な目安はあるのか。
			1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間をについては、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間64)

加算・減算名	実施	体能	加算・減算	加算・減算適用要件
個別機能訓練加算(Ⅰ)口	○	加算	85単位 (1日につき)	<p>【報酬告示】別表2の2 注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行つている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)※個別機能訓練加算(Ⅰ)については1日ににつき次に掲げる単位数を、(3)※個別機能訓練加算(Ⅱ)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)口は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】第2の3の2(11) 地域密着型通所介護費における個別機能訓練の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地密着型通所介護を行つて一名以上配置すること。 (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>【留意事項通知】第2の3の2(11) 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、看護師、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師)については、理学療法士、作業療法士、看護師、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置して6月以上機能訓練指導にて事業所で共同して、利用者ごとに心身の状態や居住の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行つことで、利用者の生活機能、身体機能を含む、以下(1)において同じ。の維持・向上を図り、住み慣れた地域で住宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。 本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ ロ 個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地密着型通所介護を行つて1名以上配置すること。この場合において、例えば「週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置する個別機能訓練指導員等を指定地密着型通所介護を行つて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者の意見も踏まえます」とある。 ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知される必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 ハ 個別機能訓練の設定・個別機能訓練計画の作成 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練を行つては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 個別機能訓練目標の設定においては、機能訓練指導員等が利用者等の居宅を訪問して利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえます。また、単に身体機能の向上を図るよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。 ことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目標とすることを含めた目標とすること。 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。 なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもつて個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>二 個別機能訓練の実施体制・実施回数</p> <p>個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び個別機能訓練加算(Ⅰ)ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した人程度以下の小集団(個別お応会む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。 訓練時間についてには、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間と適切に設定すること。 また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で住宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目標とする。</p>

加算・減算名	体能	加算の試算	加算・減算適用要件
木 個別機能訓練実施後の対応 個別機能訓練加算(1)イ及び個別機能訓練加算(1)ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えは当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うまか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利 用者の居宅での生活状況・起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下この木において「利用者等」という。)に 対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。 また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等に も適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えは当該利用者のADL及びIADLの改善状 況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。			木 個別機能訓練実施後の対応 個別機能訓練加算(1)イ及び個別機能訓練加算(1)ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えは当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うまか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利 用者の居宅での生活状況・起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下この木において「利用者等」という。)に 対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。 また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等に も適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えは当該利用者のADL及びIADLの改善状 況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。

【個別機能訓練加算等解説通知】

省略(以下URLを参照のこと。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

【Q&A】

Q	A
	個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得ることが望ましい。また、特定の曜日のみ事従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することができる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ事従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 間29)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				通所介護の個別機能訓練加算について、利用者の居宅を訪問し、利用者の在宅生活の状況を確認した上で、多職種共同で個別機能訓練計画を作成し機能訓練を利用する者との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、通所介護事業所の従業者におかれでは、居宅訪問の趣旨を利用者及びその家族等に対しても十分に説明し、趣旨をご理解していただく必要がある。(平成27年度介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問42)
②				利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。(平成27年度介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問43)
③				個別機能訓練計画については、多職種共同で作成する必要がある。
④				このため、個別機能訓練計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えないと想定される場合、また、個別機能訓練計画作成者と居宅を訪問する者は同一人物でなくてもよい。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまうてもよいのか。
⑤				個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅を訪問する者は同一人物でなくてもよいのか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまうてもよいのか。
⑥				ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用していいる場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。
⑦				はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる。「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
⑧				はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置することをどのように確認するのか。

加算・減算名	実施	加算・減算	加算・減算適用要件
			貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、 一 9時から12時:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置 一 9時から17時:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置 一 9時から12時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(1)口を算定することができます。(12時以降17時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(1)イを算定することができます。)(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問53)
			個別機能訓練加算(1)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、個別機能訓練加算(1)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができます。
			第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(1)イ又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか
			通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で兼務することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問54)

加算・減算名	実施	加算・減算
①	個別機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに1以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、個別機能訓練指導員の算定要件は、個別機能訓練指導員(1口)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。	また、この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて配達する場合にあっては個別機能訓練指導員(1口)の算定要件である「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯して1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い、この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごとに、専ら機能訓練指導員が1以上確保されるため必要と認められる数を置べきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(1イ)の算定要件や個別機能訓練加算(1ロ)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。</p> <p>②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、この場合、看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきとされている。この配置基準を看護職員により満たしている事業所にあっても、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(1イ)の算定要件や個別機能訓練加算(1ロ)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」に対して勤務することは差し支えない。(「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)</p> <p>なお、①②いずれの場合においても、都道府県・市町村においては、看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、個別機能訓練加算(1イ)又はロの要件を満たすような業務をなし得るのかについて、加算算定事業所ごとにその実態を十分に確認することが必要である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 開56)</p>

加算・減算名	実施	加算・減算適用要件	加算・減算適用要件
		<p>問45(看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問53(機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を業務した場合の個別機能訓練指導員の算定)、問56(看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を業務した場合の個別機能訓練指導員の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。</p> <p>①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)において、配置が看護職員としての業務に從事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練指導員の算定要件(1)の算定要件(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。</p> <p>②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、</p> <p>個別機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置があるが、看護職員かつ機能訓練指導員である看護職員が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員である者がこれを兼ねることは可能か。</p> <p>⑪ が可能か</p>	<p>問45(看護職員と機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を業務した場合の個別機能訓練指導員の算定)、問53(機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を業務した場合の個別機能訓練指導員の算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。</p> <p>①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が11名以上である事業所に限る)において、配置が看護職員としての業務に從事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練指導員の算定要件(1)の算定要件(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。</p> <p>②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、</p> <p>個別機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置があるが、看護職員かつ機能訓練指導員である看護職員かつ機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問57)</p>
		<p>管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所、事業所の他の職務に從事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に從事することができる。)とされている。</p> <p>一方で、個別機能訓練指導員の職務に從事するものであるから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことにはできないものである。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問58)</p>	

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>個別機能訓練加算(1)又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを乗ねることは可能か。</p> <p>(19) ⑩ 個別機能訓練加算(1)及びロは、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らしつづけることを目指すためのものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期間にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することには基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあつては、同加算の算定も想定されうるものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間60)</p>
				<p>個別機能訓練加算(1)及びロは、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うことなどなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に問では、どのように対応すればよいか。</p> <p>(10) ⑪ 個別機能訓練加算(1)及びロにおいては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うことなどなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に問では、どのように対応すればよいか。</p>

加算・減算名	付 制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロ口については、例えば特定の曜日だけ当該加算の人員配置要件を満たしている場合においては、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となることとしているが、曜日によって個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロのいずれを算定するかが異なる事業所にあっては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく算定基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定における留意点について(平成12年3月8日老企第41号)に定める「介護付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」等はどうぞ。</p> <p>⑦ ⑧</p>
			<p>令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロ口では、計算の異なる事業所においては、「加算Ⅰロ」と記載させることとする。「加算Ⅰロ」と記載した場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロが目的とする。(「(Ⅰ)の算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日ににおいては、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定することは可能である。)(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 開61)</p>
			<p>令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは、計算の異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していきたい利用者については、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロが目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けること」を達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認第0316第3号・老老第0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 開62)</p>
			<p>複数の種類の訓練項目を設定することの目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が培進され、機能訓練の効果が増大することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくてても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 開63)</p> <p>⑨ ⑩</p>

加算・減算名	実施基準	加算・減算算定	加算・減算適用要件
個別機能訓練加算(Ⅰ)	複数の種類の訓練項目を複数回に亘り、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助するなどなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定するに必要な訓練時間とどなっているが、具体的な目安はあるのか。	類似する訓練項目であつても、利用者によつて、当該訓練項目を実施するこことで達成すべき目標があることによつて、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもつて、同加算の算定期間を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間64)
個別機能訓練加算(Ⅱ)	○	加算 (1月につき) 20単位	【報酬告示】別表2の2 注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行つている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)について1月につき次に掲げる単位数を、(3)につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 【大臣基準告示】51の4 ハ 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たつて、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

加算・減算名	加算・減算の概要と適用要件			
	<p>【留意事項通知】第2の3の2(11) 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師について)、理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6歳以上機能訓練を有する者に従事した経験を有する者に限る。)(以下3の2において「理学療法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下(1)において同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。</p> <p>② 個別機能訓練加算(Ⅱ) 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LJFE」という。)を用いて行うこととする。LJFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LJFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老発0316 第4号)を参照されたい。</p> <p>サービスの質の向上を図るために、LJFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p>			
個別機能訓練加算等解説通知 省略(以下URLを参照のこと。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000188411_00034.html				
[Q&A]	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Q</td><td style="text-align: center;">A</td></tr> <tr> <td>個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意を得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合で曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成する一とが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 間49)</td></tr> </table>	Q	A	個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意を得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合で曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成する一とが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 間49)
Q	A			
個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意を得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合で曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成する一とが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。(平成18年4月改定関係Q&A vol.1 間49)				
	<p>個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。</p> <p>①</p>			

加算・減算名	果実	体能	加算・減算	加算・減算適用要件
				利用契約前にはないが、利用見込みがある者について、利用契約前に居宅訪問を行い利用者の在宅生活の状況確認を行い、利用契約に至った場合、個別機能訓練加算の算定要件を満たすことになる。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問43)
④ 居宅を訪問する者は、利用者宅へ送迎をした後そのまま職員が残り、生活状況を確認することでも認められるか。				認められる。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問45)
⑤ 個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でないか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまうのか。				個別機能訓練計画については、多職種共同で作成する必要がある。このため、個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種に関わらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。なお、3月に1回以上、居宅を訪問し、生活状況を確認する者は、毎回必ずしも同一人物で行う必要はない。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月1日)問46)
⑥ ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用してい場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。				通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており、一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一體的に個別機能訓練計画を作成する場合は、居宅訪問を別々に行う必要はない。(平成27年介護報酬改定Q & A(平成27年4月30日)問4)
⑦ ぱり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に從事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。				ぱり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に從事した経験を有することをどのよう確認するのか。
⑧ 個別機能訓練加算(1)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなつているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。				個別機能訓練加算(1)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなつているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。
				實見のとおり。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.1 間49)

加算の減算名	実施	体能	加算の算定箇所	加算適用要件
				貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、 — 9時から12時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置 — 9時から17時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置 — 9時から12時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(1)口を算定することができます。(12時以降17時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(1)イを算定することができます。)(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間53)
(13)				個別機能訓練加算(1)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通して1名以上配置することとなつていて、個別機能訓練加算(1)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができます。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間53)
(14)				第一号通所事業と一體的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算(1)イ又は口を算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するためには機能訓練指導員を兼務できるのか 通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それそれに支障のない範囲で業務することが可能である。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間54)

加算・減算名	条件	加算・減算	加算・減算適用要件
○	個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等による職務(地域密着型通所介護事業所)においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通常介護事業所(地域密着型通所介護事業所)においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要がある。	○	<p>*機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地を密着型通所介護事業所)ごとに以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等である場合、個別機能訓練指導員(1)の配置要件や個別機能訓練指導員(1)の配置要件は、個別機能訓練指導員(1)の配置要件である。専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して満たすものとして差し支えない。</p> <p>また、この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、「サービス提供時間帯を通じて」配置されている場合は、個別機能訓練指導員(1)の配置要件である。専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置して満たすものとして差し支えない。</p> <p>このため、具体的には以下①②のどおりとなる。</p> <p>①機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合</p> <p>一 個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であるとから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>②機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であるとから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>③機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員(1)を取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>一 個別機能訓練指導員(1)を取得する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であるとから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>一 個別機能訓練指導員(1)を配置する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p> <p>一 個別機能訓練指導員(1)を配置する場合は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。</p>

加算減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所 (定員が11名以上である事業所に限る)における取扱い、 この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着 型通所介護)の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(地域密着 型通所介護)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるため に必要と認められる数を置くべきと定められており、配当時間間に 関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事してい ない時間帯において、個別機能訓練加算(1)の算定要件や個 別機能訓練加算(1)口の算定要件の一つである「専ら機能訓練 指導員の職務に従事する理学療法士等」に対して勤務することは差 し支えない。</p> <p>②指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業 所に限る)における取扱い、 この場合、看護職員の配置基準は介護職員と一緒にものとして 定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地 域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら指定地域密着 型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務して いる時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上 確保されるために必要と認められる数を置るべきとされている。こ の配置基準を看護職員により満たしている事業所にあっても、看 護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能 訓練加算(1)の算定要件や個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療 法士等として勤務することは差し支えない。(「専ら機能訓練指 導員の職務に従事する理学療法士等」に対して勤務している時間数 は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員とし ての勤務時間数に含めない。)</p> <p>なお、①②いずれの場合においても、都道府県・市町村において は、看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事 する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の 業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、個別機能訓練 加算(1)又は口の要件を満たすような業務をなし得るのかにつ いて、加算算定事業所ごとにその実態を十分に確認することが必 要である。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問56)</p>

加算・減算項目	加算・減算要件
実施	<p>個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員であるがこれを兼ねることは可能か。</p> <p>① ②</p>
外制	<p>個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員であるがこれを兼ねることは可能か。</p> <p>① ②</p>
問5(看護職員と機能訓練指導員の兼務)、問55(機能訓練指導員が車ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置した場合の個別機能訓練加算(1)又はロの算定)、問56(看護職員が車ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(1)又はロの算定)によれば、以下のとおりの解釈となる。 <p>① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が1名以上である事業所に限る)における取扱い、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算(1)の算定要件や個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等]として勤務することは差し支えない。</p> <p>② 指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い、看護職員又は介護職員としての業務に従事している事業所にあつては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算(1)の算定要件や個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等]として勤務することは差し支えない。</p> <p>(配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提出に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 問57)</p> <p>・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)とされている。</p> <p>一方で、個別機能訓練加算(1)又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事するものであるから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事するものであるが、(令和3年一度介護報酬改定Q&A vol.3 問58)</p>	

加算・減算名	実施	体能 加算・減算	個別機能訓練加算(Ⅰ)及び口は、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあつては、同加算の算定も想定されるものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間60)
加算・減算適用要件			<p>中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b 指定通所介護等を行つ時間帯を通過して、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあつては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に從事していない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件や個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することに差し支えない。bにより配置された看護職員は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することに必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。</p> <p>(⑩) 個別機能訓練加算(Ⅰ)又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。</p>

加算名	加算額算定	
介護費		
実施		
合計		
加算額算定		

算定区分	算定期間	算定期間の算定期間適用要件
個別機能訓練加算(Ⅰ)	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)と口のいすれを算定するかが異なる事業所にあっては、「指定基準、指定介護支援サービス等による費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)に定める介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス施設サービス・居宅介護支援)等はどうに記載せられいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロにいすれを算定するかが異なる事業所にあっては、「加算Ⅰロ」と記載されることとする。「(加算Ⅰロ)と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日にあっては、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定することは可能である。」(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問61)
①	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは、個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは口提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していいた利用者については、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロが目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に關する基本的な考え方方立及び事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老人保健課長連名通知)を参考し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要はない。」(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問62)	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは、個別機能訓練加算(Ⅱ)と個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロでは口提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していいた利用者については、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロが目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に關する基本的な考え方方立及び事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老人保健課長連名通知)を参考し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要はない。」(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問62)
②	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している利用者について、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロを算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行ない、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。	令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(Ⅰ)や個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している利用者について、個別機能訓練加算(Ⅰ)又はロを算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行ない、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。
③	個別機能訓練加算(Ⅰ)及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することなどないのが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。	複数の種類の訓練項目を設けることの目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けてながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 問63)

加算減算名	実施	体制	加算減算	加算減算適用要件
個別機能訓練加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)				<p>類似する訓練項目であっても、利用者によつて、当該訓練項目を実施することによって達成すべき目標が異なる場合によって、生活意欲が利用者が主体的に訓練項目を選択することが見込まれる限り、訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たつては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する訓練項目が増進する訓練項目を準備した場合で、当該訓練項目と認められるのか。</p> <p>(2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することができる。この場合に、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q vol.3 間64)</p> <p>1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや自身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合は、配膳等の食事にかかる準備、(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する訓練の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。(令和3年度介護報酬改定Q & A vol.3 間65)</p>
ADL維持等加算(Ⅰ)	O	加算	30単位 (1月につき)	<p>【大臣基準告示】16の2 イ 【報酬告示】別表2の2 注4 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間(平成27年厚生労働省告示第94号の4の2)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を定めた場合に、ADL維持等加算(Ⅰ)を算定している場合には、ADL維持等加算Ⅱ)、(Ⅲ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】16の2 イ 通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける若ADL維持等加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間(2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。)(の総数が10人以上であること。 (2)評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスの利用があつた最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日に属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (3)評価対象者の評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。</p> <p>【利用者等告示】35の4 ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p>

加算減算名	体組	加算減算	加算減算		
			<p>【留意事項通知】第2の3の2(12)</p> <p>① ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。 口大臣基準告示(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。</p>		
【Q&A】		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Q</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table>	Q	A	<p>平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていました場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるのか。</p> <p>平成30年度のADL維持等加算が対象となるのは、指定通所介護事業所が対象である。なお、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。また、指定居宅サービス基準第16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。</p> <p>ADL維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。</p> <p>ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が1時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。</p> <p>平成31年度からADL維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。</p> <p>④ ⑤ LIFEを用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。</p>
Q	A				

加算・減算名	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑥ 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるときは、どのような意味か。			サービスの利用に当たり、6ヶ月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支権を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があつたとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年度VOL3 間35)
⑦ これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。			令和3年度に加算の算定を開始しようとすると場合は、算定を開始しようとすると月の前月までに、介護給付費算定に係る体制状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無)について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとすると月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。 なお、「ADL維持等加算[申出]」の有無)について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]」の有無)について、届出を「1なし」に変更すること。(令和3年度 VOL3 間36)
⑧ これまで、初めてADL維持等加算を算定しようとすると事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]」の有無)の届出を指定権者に届け出る必要があつたが、これに変更はあるのか。			令和3年度については、算定を開始しようとすると月の前月までに届出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとすると場合は、当該算定を開始しようとすると月の前年同月に届出を行うこと。(令和3年度 VOL3 間37)
⑨ これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたが、このフローはどうなるのか。			各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。(令和3年度 VOL3 間38)
⑩ これまで評価対象 利用開始月と、当該月から起算して6ヶ月の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となつたのは、後の月が1月ずれたということか。			

加算・減算名	実施	体 制	加算・減算	加算・減算適用要件
				令和2年度分のADL値を適切に入力する際に、過去分のADL値については評価者がハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けた者が問題ないか。
			⑪	令和2年度分のADL値については、適切に評価されていることと想定されるが、施設が考へる値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。(令和3年度 VOL3 間40)
			⑫	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。
			⑬	要支援から要介護になつた方については、要介護になつた初月が評価対象利用開始月となる。(令和3年度 VOL3 間41)
			⑭	ADL維持等加算(1)又は(II)を算定しようとするとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無を「2あり」、「ADL維持等加算III」を「なし」とする。
			⑮	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」などをどのように記載すればよいか。
			⑯	令和4年度もADL維持等加算(III)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算III」が「2あり」という記載することで良いか。

加算・減算名	実施体制	加算・減算算定	加算等適用要件
ADL維持等加算(Ⅱ)	C	加算 60単位 (1月につき)	<p>【大臣基準告示】16の2 口 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間(平成27年厚生労働省告示第94号35の4の2)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる区分に算定する。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合すること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p> <p>【報酬告示】別表2の2 注14 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間(平成27年厚生労働省告示第94号35の4の2)をいう。)の満了日の属する年度の属する年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる区分に算定する。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合すること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p>
ADL維持等加算(Ⅰ)	O	加算 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理が図られる。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同僚の下で実施する等の対応を行わねばならない。(令和3年度 VOL5 間5)	<p>令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」(以下「BI」といいます)とならつたが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定期は改定定後の基準に従うのか。</p> <p>⑪ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index(以下「BI」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。</p>

加算・減算名	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>【留意事項通知】第2の3の2(12)</p> <p>① ADL維持等加算(I)及び(II)について イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。 ロ大臣基準告示(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。</p>
【Q&A】		Q	<p>平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に加算を算定しようとすると指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の利用者には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるのか。</p> <p>① ADL維持等加算(I)及び(II)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の場合に算定できる。</p> <p>② 平成31年度からADL維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。</p> <p>③ LIFEを用いたBarthel Index の提出は、合計値でよいのか。</p> <p>④ LIFEを用いたBarthel Index は合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。(令和3年度 VOL3 問34)</p>
(適用要件一覧)			609 地域密着型通所介護費 (62/115)

加算・減算名	実施体制	外制	加算計算	外制	加算・減算	外制	加算・減算	外制	加算計算	外制	加算・減算	
⑥ 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。			サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年度VOL3 間35)			令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADI維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行う必要がある。	加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。	令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADI維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行いうること。	これまでADI維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとするとする場合の届出は、どのように行うのか。	これまでADI維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADI維持等加算[申出]」の有無の届出を指定権者に届け出る必要があるが、これに変更はあるのか。	これまでADI維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたが、このフローはどうなるのか。	これまで評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。
⑦												
⑧												
⑨												
⑩												
⑪												

加算・減算名	体制	加算・減算の演算	加算・減算適用要件
			令和2年度分のADL値を適切に評価されていると事業所又は施設が考える直であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。(令和3年度 VOL3 間40)
			同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。
			指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」などをどのように記載すればよいか。
			令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無が「2あり」、「ADL維持等加算(Ⅲ)」が「2あり」という記載することで良いか。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑯ ADL維持等加算(Ⅲ)	○	加算	3単位 (1月につき)	<p>【留意事項通知】第2の3の2(12) ② ADL維持等加算(Ⅲ)について ① 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であつて、〔1〕は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるとする。この場合は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅲ)の要件によるとする。この通知に記載する「ADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例」について(平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例に参考すること。</p>
⑰ ADL維持等加算(Ⅳ)	○	加算	3単位 (1月につき)	<p>【留意事項通知】第2の3の2(12) ② ADL維持等加算(Ⅳ)について ① 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であつて、〔1〕は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるとする。この場合は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅳ)の要件によるとする。この通知に記載する「ADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例」について(平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例に参考すること。</p>
⑱ ADL維持等加算(Ⅴ)	○	加算	3単位 (1月につき)	<p>【留意事項通知】第2の3の2(12) ② ADL維持等加算(Ⅴ)について ① 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であつて、〔1〕は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるとする。この場合は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅴ)の要件によるとする。この通知に記載する「ADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例」について(平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号)におけるADL維持等加算(Ⅰ)の算定に係る事務処理手順及び様式例に参考すること。</p>

加算品目名	実施機関	介護報酬	加算算定算出要件
			ADI維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、①この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。②この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。③6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。
			ADI維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以内の算定回数以上の利用者でも算定できるか。
			平成31年度からADI維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。
			④ LIFEを用いたBarthel Index の提出は、合計値でよいのか。
			⑤ 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。
			⑥ サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていない場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用したとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。(令和3年度 VOL3 間35)

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算の適用要件
			令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。
		⑦	加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
		⑧	令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
		⑨	なお、「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、「2あり」と届出を行ったが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかつた場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がないれば、「ADL維持等加算[申出]」の「有無」について、届出を「なし」に変更すること。(令和3年度 VOL3 間36)
			令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに届出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。 (令和3年度 VOL3 間37)
		⑩	これまでADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]」の「有無」の届出を指定権者に届ける必要があったが、これに変更はあるのか。
			これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されたが、このプロセスはどうなるのか。
		⑪	これまで評価対象 利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となたのは、後の月が1月ずれたということか。

加算名	算定額	算定期間	算定期間用要件
休憩			
実施			
(1) 令和2年度のADL値を超過して入力する際に、過去分のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職員であり、一定の研修を受けないが問題ないか。		令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。(令和3年度 VOL3 問40)	
(2) 介護施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。		同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方については、要介護になつた方が評価から要介護になつた方にについては、要介護になつた初月が評価対象利用開始月となる。(令和3年度 VOL3 問41)	
(3) 指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」をどのように記載すればよいか。		ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無を「2あり」、「ADL維持等加算Ⅲ」を「1なし」とする。	
(4) 令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算Ⅲ」が「2あり」という記載することで良いか。		令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算Ⅲ」が「2あり」という記載することで良い。	

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
「評価対象利用開始月により、ADL値の測定時期は令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定時期は令和3年4月から起算して6ヶ月目」にて、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合においては、評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。				
⑮ 「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月目」にて、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合においては、評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。				
認知症加算	加算	60単位 (1日ににつき)		<p>一定の研修とは、様々な主体によつて実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。</p> <p>また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、言語聴覚士から指導を受けることなどによりBIの測定に参加させ、その参加履歴を管理する必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、「はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。(令和3年度 VOL5 開5)</p>

算定名	算定用要件	算定用要件	算定用要件	算定用要件																																																	
① 計算方法	<p>【留意事項通知】第2の3の2(13)</p> <p>常勤換算方法による職員数の算定方法は、(9)①を参照のこと。</p> <p>②「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関する限りは人員数には含めない。</p> <p>③利用実人員数又は利用延人員数の割合の場合は、(9)③を参照のこと。</p> <p>④「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号・厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研究修了者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の実施について」。</p> <p>⑤「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の実施について」。</p> <p>⑥「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者研修」を指すものとする。</p> <p>⑦「認知症介護に規定する「認知症介護実践リーダー研修」」とは、「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。</p> <p>⑧認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対する認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダー研修。</p> <p>⑨「認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施することとする。</p>	<p>【Q&A】</p> <p>Q</p> <p>A</p>	<p>例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7.5時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために暦月で計算。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日常勤 必要時間 比</td> <td>18人 11.2時間</td> <td>17人 9.8時間</td> <td>19人 12.6時間</td> <td>20人 14時間</td> <td>15人 7時間</td> <td>16人 6.5時間</td> </tr> <tr> <td>雇員A 0時</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>4.5時間</td> </tr> <tr> <td>雇員B 0時</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> <td>4.5時間</td> </tr> <tr> <td>雇員C 0時</td> <td>7.5時間</td> <td>7.5時間</td> <td>7.5時間</td> <td>7.5時間</td> <td>7.5時間</td> <td>3.5時間</td> </tr> <tr> <td>計 勤務時間</td> <td>34.5時間</td> <td>34.5時間</td> <td>34.5時間</td> <td>34.5時間</td> <td>34.5時間</td> <td>16.5時間</td> </tr> <tr> <td>勤務時間 比</td> <td>11.8時間</td> <td>21.29時間</td> <td>10.43時間</td> <td>9時間</td> <td>7.5時間</td> <td>8.4時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法として2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。</p> <p>① 指定基準を満たすに確保すべき勤務延時間数 (例:月曜日の場合) 確保すべき勤務時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 = 11.2時間</p> <p>② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数 (例:月曜日の場合) 指定基準に加えて確保された勤務時間数 = (8 + 7 + 8) - 11.2 = 11.8時間 以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、84時間 ÷ 40時間 = 2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問25)</p>	月	火	水	木	金	土	日	平日常勤 必要時間 比	18人 11.2時間	17人 9.8時間	19人 12.6時間	20人 14時間	15人 7時間	16人 6.5時間	雇員A 0時	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	4.5時間	雇員B 0時	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	4.5時間	雇員C 0時	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	3.5時間	計 勤務時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	16.5時間	勤務時間 比	11.8時間	21.29時間	10.43時間	9時間	7.5時間	8.4時間	
月	火	水	木	金	土	日																																															
平日常勤 必要時間 比	18人 11.2時間	17人 9.8時間	19人 12.6時間	20人 14時間	15人 7時間	16人 6.5時間																																															
雇員A 0時	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	4.5時間																																															
雇員B 0時	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	4.5時間																																															
雇員C 0時	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	3.5時間																																															
計 勤務時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	34.5時間	16.5時間																																															
勤務時間 比	11.8時間	21.29時間	10.43時間	9時間	7.5時間	8.4時間																																															

加算・減算名	実施 体制	加算・減算 算算式	加算の減算適用要件
			中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問26)
② 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれとの加算を算定できるのか。			前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問27)
③ 認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の実績が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出された場合には、5月から加算の算定が可能か。			事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問28)
④ 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。			認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである事従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されなければ、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。
⑤ 通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わつても、通所介護を行ふ時間帯を通じて配置されれば、加算の要件を満たすと考えよい。			日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わつても、加算の要件の一つである指定通所介護を行ふ時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問30)

加算・減算名	加算・減算計算
実施	

認知症加算、中重度者ケア体制加算適用要件																																																																
<p>認知症加算、中重度者ケア体制の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされていますが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護3以上の割合を計算する場合、前3月の平均は次のようになります。（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算）についても同様に行う。）</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者①</th> <th rowspan="2">要介護度</th> <th colspan="3">利用要継</th> </tr> <tr> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者②</td> <td>要介護1</td> <td>7回</td> <td>4回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>利用者③</td> <td>要介護2</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>利用者④</td> <td>要介護3</td> <td>12回</td> <td>13回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑤</td> <td>要介護2</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑥</td> <td>要介護3</td> <td>10回</td> <td>11回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑦</td> <td>要介護1</td> <td>8回</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑧</td> <td>要介護3</td> <td>11回</td> <td>13回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑨</td> <td>要介護4</td> <td>13回</td> <td>13回</td> <td>14回</td> </tr> <tr> <td>利用者⑩</td> <td>要介護2</td> <td>8回</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計（要支障者）</td><td>46回</td><td>50回</td><td>62回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要介護3以上合計</td><td>82回</td><td>81回</td><td>86回</td> </tr> </tbody> </table>		利用者①	要介護度	利用要継			1月	2月	3月	利用者②	要介護1	7回	4回	7回	利用者③	要介護2	6回	6回	6回	利用者④	要介護3	12回	13回	13回	利用者⑤	要介護2	8回	8回	8回	利用者⑥	要介護3	10回	11回	12回	利用者⑦	要介護1	8回	7回	7回	利用者⑧	要介護3	11回	13回	13回	利用者⑨	要介護4	13回	13回	14回	利用者⑩	要介護2	8回	7回	7回	合計（要支障者）		46回	50回	62回	要介護3以上合計		82回	81回	86回
利用者①	要介護度			利用要継																																																												
		1月	2月	3月																																																												
利用者②	要介護1	7回	4回	7回																																																												
利用者③	要介護2	6回	6回	6回																																																												
利用者④	要介護3	12回	13回	13回																																																												
利用者⑤	要介護2	8回	8回	8回																																																												
利用者⑥	要介護3	10回	11回	12回																																																												
利用者⑦	要介護1	8回	7回	7回																																																												
利用者⑧	要介護3	11回	13回	13回																																																												
利用者⑨	要介護4	13回	13回	14回																																																												
利用者⑩	要介護2	8回	7回	7回																																																												
合計（要支障者）		46回	50回	62回																																																												
要介護3以上合計		82回	81回	86回																																																												
<p>認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。</p> <p>⑦</p>																																																																
<p>① 利用実人員数による計算（要支障者を除く） ・利用者の総数=9人（1月）+9人（2月）+9人（3月）=27人 ・要介護3以上の数=4人（1月）+4人（2月）+4人（3月）=12人 したがつて、割合は12人÷27人=44.4%（小数点第二位以下切り捨て）≥30%</p> <p>② 利用延人員数による計算（要支障者を除く） ・利用者の総数=82人（1月）+81人（2月）+88人（3月）=251人 ・要介護3以上の数=46人（1月）+50人（2月）+52人（3月）=148人 したがつて、割合は148人÷251人=58.9%（小数点第二位以下切り捨て）≥30%</p> <p>上記の例は、利用実人員数、利用延人員数どちらに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば計算可能である。</p> <p>なお、利用実人員数による計算を行いう場合、月途中で要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は月末の要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算する。（平成27年介護報酬改定Q&A（平成27年4月1日）問31）</p>																																																																

実施 体制	加算・減算名	加算・減算 算定
	認知症高齢者日常生活自立度適用要件	<p>1 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。</p> <p>2 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する認定調査票(基本調査)17の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。</p> <p>3 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。</p> <p>(注)指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に関する部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定について(平成12年3月1日老企第35号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第二1(7)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法についての記載を確認すること。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月1日)問32)</p>
⑧	認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。	<p>認知症加算について、認知症介護実践修習等の修了者の配置が求められるが、当該研修修習者は、介護職員以外の職種(管理者、生活相談員、看護職員等)でもよいのか。</p> <p>⑨</p>
⑩	認知症加算について、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護実践修習等の修了者の配置が要件どなつているが、当該加算の算定対象者の利用がない日についても、配置しなければならないのか。 <p>⑪</p>	<p>認知症加算について、認知症介護実務者研修等の修了者の配置が求められるが、当該研修修習者研修等の修了者の配置が要件どなつているが、当該加算の算定対象者の利用がない日についても、配置しなければならないのか。</p> <p>⑫</p>
⑬	痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程の修了者は、認知症介護に該当するのか。 <p>⑭</p>	<p>痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門的又は専門的な研修を修了した者に該当するのか。</p> <p>⑮</p>
⑮	認知症加算の要件に「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること」とあるが、事業所として一つのプログラムを作成するのか、利用者ごとの個別プログラムを作成するのか。 <p>⑯</p>	<p>認知症加算の要件に「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを作成すること」とあるが、事業所として一つのプログラムを作成するのか、利</p> <p>用者ごとの個別プログラムを作成するのか。</p> <p>⑰</p>
⑰	サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである事業所の認知症介護実務者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以上配置されればよいか。 <p>⑱</p>	<p>認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であるにとから、通所介護を行つ時間帯を通じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定することはできない。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問1)</p> <p>⑲</p>

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算用要件						
若年性認知症利用者受入加算		加算	<p>職員の配置に関する加配要件については、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるか。</p> <p>① 職員の配置すべき従業者、又は、常勤換算方法で2以上確保する介護職員又は看護職員のうち、通所介護を行う時間帯を通じて、専従の認知症介護実践者研修等の修了者を少なくとも1名以上配置すればよい。(平成27年介護報酬改定Q&A(平成27年4月30日)問2)</p>						
若年性認知症利用者受入加算		60単位 (1日につき)	<p>【報酬告示】別表2の2 注16</p> <p>イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号)に規定する初老期における認知症によって要介護者とみなす者をいふ。以下同じ。)に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】18</p> <p>通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)附則第百三十条の二第一項の規定により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。)を有する病院における認知症病棟)、小規模多機能型居宅介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護予防短期入所療養介護費を除く。)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症利用者(介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者とした者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>【留意事項通知】第2の3の2(14)</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。</p>						
栄養アセスメント加算	○	加算	<p>【Q&A】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Q</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になつても対象のままか。</td> <td>65歳の誕生日の前々日までは対象である。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間101)</td> </tr> <tr> <td>② 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。</td> <td>若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間102)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【報酬告示】別表2の2 注17</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対するサービスが介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けた間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>	Q	A	① 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になつても対象のままか。	65歳の誕生日の前々日までは対象である。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間101)	② 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間102)
Q	A								
① 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になつても対象のままか。	65歳の誕生日の前々日までは対象である。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間101)								
② 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。(平成21年4月改定関係Q&A vol.1 間102)								

算定名	算定期制	算定期制	算定期制	算定期制	算定期制	算定期制	算定期制
【留意事項通知】第2の3の2(15) ③栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 口管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハイ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 二 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するよう依頼すること。 ④原則として、当該利用者が栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定期月でも栄養改善加算を算定できること。 ⑤厚生労働省への情報の提出については、LFEを用いて行うこととする。LFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LFE）関連算定における基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るために、LFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その後の評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するものである。	【大臣基準告示】18の2 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準 通所介護費等算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号の2に規定する基準に該当しないこと。						
栄養改善加算	○	加算	○	加算	○	加算	○
		3月以内の期間に限り1月に2回を限度 1回につき200単位					

実施 加算演算名	実施 加算演算名	加算演算 対象・適用要件
		<p>【留意事項通知】第2の7(16)④</p> <p>二　栄養改善サービスの提供性に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</p> <p>木、利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の機能の状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に對して情報提供すること。</p>
【Q&A】		<p>Q</p> <p>A</p>
		<p>その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者は、以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。 ・イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であつても、認定調査票の「えん下」、「食事採取」、「口腔清潔」、「特別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医意見書などから低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス担当者が会議において認められる場合。なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者とは、現状の食生活を努力した場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を想定している。また、食事採取が不良の者とは、以下のような場合が考えられる。 ・普段に比較し、食事採取量が75%以下である場合。 ・1日の食事回数が2回以下であつて、1回あたりの食事採取量が普段より少ない場合。(平21.3版 VOL69 間16)
	①	栄養改善サービスに必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。
	②	対象となる「栄養ケア・ステーション」の範囲はどのようなものか。
	③	公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養士会栄養ケア・ステーション」に限るものとする。

加算・減算名	実施体制	加算・減算算定用要件	通所サービスにおける栄養改善加算を算定している者に対する管理栄養士による居宅療養管理指導は通院又は通所が困難な者が対象となるため、栄養改善加算の算定者等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。
	④	通所サービスにおける栄養改善加算を算定する能力があるか。	通所サービスで設けている「栄養改善加算」については、低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行っている。一方、「管理栄養士による居宅療養管理指導」についても、低栄養状態の改善、利用者ごとに栄養食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養改善加算を算定した者に対して、低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合、栄養管理の内容が重複するものと考えられるため、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない。
	⑤	④については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者については、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができるか。	④については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者については、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができる。⑤については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者については、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができる。
	⑥	④については、通所介護・通所リハビリテーション事業所における場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合に患者負担等も勘案すべきことから、それの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。(令和3年度 VOL3 間33)
厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングを行った場合	1回につき 20単位 ※6月ごと	加算	【報酬告示】別表2の2 注19 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合 ただし、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰを算定している場合は口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱは算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件
算用要件	算用要件	算用要件	算用要件	算用要件
【大臣基準告示151の6イ】 地域密着型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。 (二) 第19号の2イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (三) 通所介護費等算定方法第5号の2に掲げる、いずれにも適合しないこと。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の口を算定していること。 (二) 第19号の2イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
【Q&A】				
	Q 令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。	A 算定できる。(令和3年度 VOL3 間20)		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	○ 加算	1回につき 5単位 ※6月ごと	【報酬告示別表2の2注9】 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行つた場合 ただし、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合は口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰは算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。	
【大臣基準告示151の6ロ】 地域密着型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)イ(1)(一)に該当するものであること。 (二)第19号の2ロ(1)又は(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
【Q&A】				
	Q 令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。	A 算定できる。(令和3年度 VOL3 間20)		

加算・減算名		加算・減算適用要件				
実施	体制	加算・減算	3月以内の期	加算・減算		
口腔機能向上加算(Ⅰ)	△	加算	3月以内の期間に限り1月に2回を限度 1回につき150単位	【報酬告示】別表2の2 注20 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施又は向上に資するなど認められるもの(「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合ただし、口腔機能向上加算(Ⅰ)を算定している場合は、口腔機能向上加算(Ⅱ)は算定しない、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	【大臣基準告示】51の7イ 地域密着型通所介護費における口腔機能向上加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すこと。 (1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2)利用者の口腔機能を利用開始時から改善管理指導計画を作成していること。 (3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定地域密着型サービス)介護給付費単位数表の注20に規定する口腔機能向上サービスをいいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5)通所介護費等算定方策第5号の2に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	【留意事項通知】第2の3の2(18) ④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることとする。なお、歯科医療を受診している場合は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。 のいずれかに該当する場合は、加算は算定できない。 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる医食機能療法を算定している場合 ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合、「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。

【Q&A】

Q

A

加算実施名	加算算定算	実施体制
①	口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたつて必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族が同意した旨を記録等に記載する。また、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと判断される場合は、利用者の捺印を確認する。
②	口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたつて必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族が同意した旨を記録等に記載する。また、利用者の捺印を確認する。
③	口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたつて必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族が同意した旨を記録等に記載する。また、利用者の捺印を確認する。
④	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。

加算・減算名		加算申請適用要件			
実施	体制	加算申請	減算	合計	期間
口腔機能向上加算(Ⅱ)	△	加算	3月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度	【報酬告示】別表2の2注20 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の維持又は向上に資するもの(「口腔機能向上サービス」という。)を行つた場合指掌若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持(Ⅰ)は算定しない。口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能向上加算(Ⅱ)を算定している場合は、口腔機能向上加算(Ⅰ)は算定しない。口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。	1回につき160単位

【大臣基準告示】51の7 口
地域密着型通所介護費における口腔機能向上加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 1月から5月までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たつて、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

【留意事項通知】第2の3の2(18)
④利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることとする。なお、歯科医療を受診している場合であつて、次のイ又はロは主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。
イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であつて、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。

【Q&A】

Q	A
---	---

算定項目名	算定項目名	算定項目名	算定項目名
算定項目名	算定項目名	算定項目名	算定項目名
①	口腔機能の低下している者又はその他の口腔機能の低下する者が、具体的例としてはどのような者か対象となるか。	②	口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたつて必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。
③	口腔機能向上加算について、歯科医療機関又は事業所のいすれにおいて判断するのか。	④	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。
備考	例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であつても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たつて、認定調査票の特記事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。	同様に、主治医意見書の様食・嚥下機能に関する記載内容や特記事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、医師・歯科医師・介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。	なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料(口腔機能チェックシート等)は、「口腔機能向上マニュアル」(平成21年3月)に収載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。(平21.3版 VOL69 間14)
備考	口腔機能向上サービスの開始を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又はその家族の同意を記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。(平21.3版 VOL69 間15)	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又はその家族等に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。(平21.3版 VOL69 間15)	歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。(平21.4版 VOL79 間10)
備考	口腔機能向上加算について、歯科医療機関又は事業所のいすれにおいて判断するのか。	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定期間として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていたこと、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。
備考			※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。

別紙2の3の2(19) 厚生労働大臣が定めるいすれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数に加算する。				
(1)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値)、栄養状態、口腔機能、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。				
(2)必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たつて、(1)に規定する情報その他指定地地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供すること。				
実施 体 積 加算 減算	○	加算	1月につき 40単位	【報酬告示】別表2の2 注21 厚生労働大臣が定めるいすれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数に加算する。
同一建物 減算	○	減算	▲94単位 (1日につき)	【留意事項通知】第2の3の2(19) ②情報の提出についてには、LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)開発加算に基づく基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」を参照されたい。 ③事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その異なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけではなく、本加算の算定対象とはならない。 イ利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出するためのサービス計画を作成する(Plan)。 ロサービスの提供に当たつては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。 ハLIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ニ検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。
同一建物減算	○	減算	▲94単位 (1日につき)	【報酬告示】別表2の2 注24 イについて、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対して、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日ににつき9単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他の理由を除いた場合に限り送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行つた場合は、この限りでない。
同一建物の定義	○	減算	▲94単位 (1日につき)	【区分支給限度基準額外告示】12の2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注5、注9及び注24(※同一建物減算)並びにハからホまでの規定による加算又は算算に係る費用の額
同一建物の定義	○	減算	▲94単位 (1日につき)	【留意事項通知】第2の3の2(20) ① 同一建物の定義 注24における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であつても該当するものであること。 ② 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者により送迎が必要と認められる利用者に対する送迎を行つた場合は、例外的に減算対象となる。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難な要介護者であつて、かつ建物の構造上自由での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助する場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助の理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載すること。また、移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

実施 加算・減算名	体制 Q	加算・減算適用要件													
		A	B												
送迎減算	○	減算 (片道につき)	<p>「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にどの ような場合か。</p> <p>【留意事項通知】第2の3の2(21) 利用者が自ら指定地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行なわない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注24(※同一建物減算)の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。</p> <p>【Q&A】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Q</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。</td> <td>居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合は、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。(平成12年度介護報酬等に関するQ&A I (1)④5)</td> </tr> <tr> <td>② 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。</td> <td>宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていかなければ減算となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</td> </tr> <tr> <td>③ 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道か位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えを行つたが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の③ 家族等が、事業所まで利用者を送つた場合には、減算の対象などないのか。</td> <td>送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けていた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行つてなければならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</td> </tr> <tr> <td>④ 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。</td> <td>徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</td> </tr> <tr> <td>⑤ ティサービス等への送り出しなどの送迎時ににおける居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。</td> <td> <p>1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができるず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付け実施するものである。</p> <p>2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行わされている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p> <p>例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行ななど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	Q	A	① 送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。	居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合は、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。(平成12年度介護報酬等に関するQ&A I (1)④5)	② 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。	宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていかなければ減算となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)	③ 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道か位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えを行つたが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の③ 家族等が、事業所まで利用者を送つた場合には、減算の対象などないのか。	送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けていた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行つてなければならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)	④ 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。	徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)	⑤ ティサービス等への送り出しなどの送迎時ににおける居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。	<p>1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができるず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付け実施するものである。</p> <p>2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行わされている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p> <p>例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行ななど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p>
Q	A														
① 送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。	居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合は、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。(平成12年度介護報酬等に関するQ&A I (1)④5)														
② 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。	宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていかなければ減算となる。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)														
③ 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道か位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えを行つたが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の③ 家族等が、事業所まで利用者を送つた場合には、減算の対象などないのか。	送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けていた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行つてなければならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)														
④ 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。	徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)														
⑤ ティサービス等への送り出しなどの送迎時ににおける居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。	<p>1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができるず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付け実施するものである。</p> <p>2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行わされている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p> <p>例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行ななど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A I (1)④5)</p>														

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑥ 送迎時に居宅内で介助した場合は30分以内であれば所要時間に参入してもよいとするが、同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者へ介護職員が迎えに行き居宅内介助した場合も対象どことですか。			個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問53)
⑦ 送迎時ににおける居宅内介助等については、複数送迎する場合は、車内に利用者を待たせることになるので、個別に送迎する場合のみが認められるのか。			サービスの提供に当たっては、サービス提供の開始・終了タイミングが利用者ごとに前後することはあるものの、単位内でサービスの提供時間の異なる場合が生じても差し支えない。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問54)
⑧ 居宅内介助等を実施した時間を所要時間として、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置づけた場合、算定する報酬区分の所要時間が利用者ごとに異なる場合が生じてもよいのか。			同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算(47単位×2)が適用される。
⑨ 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算(47単位×2)と同一建物減算(94単位)のどちらが適用されるのか。			同一建物減算(47単位)が適用される。(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月30日)問5)
⑩ 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどう算定すればよいか。			送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しておらず、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。
⑪ A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。			ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができる。
			なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合は、送迎減算は適用されることは留意すること。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3問30)
			送迎減算は、送迎を行ふ利用者が利用している事業所の従業者(問中の事例)であれば、A事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合は、送迎減算は適用されない。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者がB事業所の従業者が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3問31)

加算種別名	基準	体制	加算	減算	加算・減算適用要件
サービス提供体制強化加算 (1) イを算定している場合			○ 加算	1回につき 22単位	<p>A事業者の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。</p> <p>Q</p> <p>指定期通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者が送迎に係る業務について(はこ)限りではないことから、直接影響を及ぼさない業務について(はこ)限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について、第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、間中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。(令和3年度介護報酬改定Q&A vol.3 間32)</p>
					<p>【大臣基準告示】第1の8 イ 指定地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イサービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)次のいずれかに適合すること。 ①指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2)通所介護費等算定方法第五号のニ及びハに規定する基準のいづれにも該当しないこと。</p> <p>【Q&A】</p> <p>Q</p> <p>A</p> <p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は平成21年4月において介護福祉士として登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として登録をしたことができる。また、研修については、全力キュラムを修了していれば、修了証明書の交付を持たずに研修修了者として含めることができます。なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と交換する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)</p>

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定められないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ別に作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できること。(平21.3版 VOL69 問3)</p>
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	②		<p>本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。</p> <p>また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業者が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用についても差し支えない、(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診査が優先されることが定められておりが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)(平21.3版 VOL69 問4)</p>
	③		<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件 のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>
	④		<p>同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができます。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができます。</p> <p>また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。</p>
	⑤		<p>産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができます。(平21.3版 VOL69 問6)</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たつては、 老企第36号等に於いて以下のように規定されているところであ り、これについた取扱いとされたい。</p> <p>「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた 場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速や かにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が 算定されなくなつた事実が発生した日から加算等の算定を行わな いものとする。」</p>
⑥	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法に より算出した平均を用いる」とことされている平成21年度の 1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満た ない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回つた 場合はどう取扱うか。			<p>具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年1 2月から平成21年1月までの実績に基づいて3月に届出を行う が、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回つて いた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わない こととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとな る。(平21.3版 VOL69 問10)</p>
⑦	サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たつて、 職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運 営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の 平均(3月分を除く)をもつて、運営実績が6月に満たない、 事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した 事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもつて 取得可能となるということをいいのか。			<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強化加 算(Ⅱ)口を同時に取得することはできない。また、実地指導等に よって、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件を満たさな いことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一 部又は全部を返還させることが可能となつている。なお、サービス 提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていないが、サー ビス提供体制強化加算(Ⅰ)口の算定要件を満たしている場合に は、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提 供体制強化加算(Ⅰ)の返還等と併せて、後者の加算を取得す るための届出を行うことが可能である。</p>
⑧	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強 化加算(Ⅱ)口は同時に取得することは可能か。不可である 場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを取得してい た事業所が、実地指導等によつて、介護福祉士の割合が6 0%を下回つていったことが判明した場合は、全額返還となる のか。			<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強化加 算(Ⅱ)口は同時に取得することは可能か。不可である 場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを取得してい た事業所が、実地指導等によつて、介護福祉士の割合が6 0%を下回つていったことが判明した場合は、全額返還となる のか。</p>
○	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) イを算定している場合	加算	1回につき 18単位	<p>【報告示】別表2の2ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着 型通所介護を行つた場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定している場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅲ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】51の8 口</p> <p>厚生労働大臣におけるサービス提供体制強化加算の基準 指定地域密着型通所介護費に於けるサービス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>【Q&A】</p> <p>A</p>

加算・減算名	実施	体制	加算申請	加算適用要件
①	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者は、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的な取扱いについて示されたい。	要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者が求めることができる。また、研修对付を特たゞに研修修了者として含めることができる。書の交付については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明の試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものである。(平21.3版 VOL69問2)		
②	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	訪問介護員等、訪問入浴介護従業者等を含む。(下記③及び④において同じ)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めてないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。	訪問介護員等、訪問入浴介護従業者等を含む。(下記③及び④において同じ)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めてないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。	
③	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。	本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施するには、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合(以下、「高齢者の医療の確保に関する法律」による健診)においては、他の医師による健診(他の事業所が実施した健康診断を含む)を受診し、その者が該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用についても差し支えない。(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健診については、同法第21条により労働安全衛生法における健診が優先されることが定められていて、が、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)(平21.3版 VOL69問4)

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる職種(直接処遇を行ふ職種)に限る。)における合併又は別法人による事業の承継の場合であつて、当該施設・事業所の職員に委嘱がないなど、事業所が実質的に继续して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。</p> <p>また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。</p> <p>ただし、グループ法人については、たゞえ理事長等が同じであつたとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 間5)</p>
			<p>産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 間6)</p>
			<p>サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たつては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従つた取扱いとされたい。</p> <p>「事業所の体制について加算等が算定されなくなる場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなつた事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」</p> <p>「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定期を下回った場合はどう取扱うか。</p> <p>⑥ ⑦ ⑧</p>
			<p>サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たつて、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の通常実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3ヶ月分を除く。)をもつて、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業所を再開した事業所)の場合は、4月以降に、前3ヶ月分の実績をもつて取得可能となるという点でいいのか。</p>
			<p>サービス提供体制強化加算(I)とサービス提供体制強化加算(I)口を同時に取得することはできない。また、実地指導等において、サービス提供体制強化加算(I)の算定期を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一一部又は全部を返還させることが可能となる。なお、サービス提供体制強化加算(I)の算定期を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(I)口の算定期を満たしている場合は、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(I)の返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。</p>

加算減算名	実施	体制	加算・減算	加算用要件				
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) イを算定している場合	○	加算	1回につき 6単位	<p>【報酬告示】別表2の2ハ 厚生労働大臣が定める基準にして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行つた場合 ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】51の8 ハ 指定地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)次のいずれかに適合すること。 ①指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ②指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)イ(2)に該当すること。</p>				
【Q&A】								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">A</td><td style="width: 50%; vertical-align: top;">B</td></tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td><td style="height: 100px;"></td></tr> </table>					A	B		
A	B							
<p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めることではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は平成成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修についても、全効率ラムをして修了しているれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者との資格取得等見込み者なお、この場合には、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験会場等の事業を試験センターのホームページ等で受験票と空合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認るべきものであること。 (平21.3版 VOL69問2)</p> <p>訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画についても、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 問3)</p>								

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加重・減算用要件
				本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時雇用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対しで、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。
				特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。
③				同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。 また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。
④				同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇)に行う職種に限る。)における勤続年数についても通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に繼續して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。
⑤				同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇)に行う職種に限る。)における勤続年数についても通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に繼續して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。
⑥				同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇)に行う職種に限る。)における勤続年数についても通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に繼續して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。
				産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
				サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たつては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従つた取扱いとされたたい。
				「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」
				具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回つていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)

加算・減算名	実施	体 制 加算・減算	加算・減算適用要件		
サービス提供体制強化加算			<p>サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3ヶ月分を除く。)をもつて、運営実績が6月に満たない事業所が、実地指導した事業所又は事業を再開した事業所(新たに事業を開始した場合は、前3ヶ月分の実績をもつて取得可能となるということ)でいいのか。</p> <p>⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強化加算(Ⅱ)口は同時に取得することはできない。また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定期間を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還せざることが可能となっている。なお、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定期間を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口の算定期間を満たしている場合は、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。</p> <p>⑧ 事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。</p>		
【大臣基準告示】51の8 二 指定地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準			<p>【報酬告示】別表2の2 ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は算定しないこと。</p> <p>【大臣基準告示】51の8 二 指定地域密着型通所介護費にも適合すること。 (1) 指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 通所介護費等算定方法第5号の20及び21に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p>		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)イ 口を算定している場合	O 加算	1月につき 48単位	<p>【Q&A】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Q</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table> <p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士についてでは、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができます。また、研修については、全カリキュラムを修了しているれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることができます。なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験会場等の事業を試験センターのホームページ等で受験票とどもに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)</p>	Q	A
Q	A				

実施	休制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④に於いて同じ。)ごとに研修計画を策定されることとどしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとどされているが、この訪問介護員等ごとの計画についても、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 間3)</p>
		②	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>
		③	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>
		④	<p>同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数についても通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。</p> <p>また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。</p>
		⑤	<p>産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。</p>

加算・減算名	実施 体制	加算・減算 用要件	加算・減算 適用要件
サービス提供体制強化加算	老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従つた取扱いとされたい。	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	老企第36号等において以下のように規定されているところであり、「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年1月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回つていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)
サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たつて、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3ヶ月を除く。)をもって、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所)の場合は、4月目以降に、前3ヶ月の実績をもって取得可能となるということをいいのか。	⑥ ⑦ ⑧	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を同時に取得することはできない。また、実地指導等について、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給されたサービス提供体制強化加算(Ⅰ)の全部を返還せざることが可能となる。なお、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合は、後者の加算を取得するための算定が可能であり、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。	貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出については、届出を行つた月以後においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)口を算定している場合	○	加算	【報酬告示】別表2の2.ハ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行つた場合 ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は算定しない。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)口を算定している場合	○	加算	【大臣基準告示】51の8.ホ 指定地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定療養通所介護を利用する者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) (2)に該当するものであること。

加算・減算名	加算・減算用要件
実施	依頼
	<p>要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全労里ギュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることができるものである。なお、この場合において、事業者は当該資格取得等のみ者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平21.3版 VOL69問2)</p>
	<p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点での資格を取得している者とされているが、その具体的な取扱いについて示されたい。</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p>
	<p>訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記③及び④において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていなければ、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職員、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 問3)</p>
	<p>本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。</p> <p>また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断(他の事業者受診しない場合については、他の医師による健康診断)が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により労働安全衛生法における特定健康診査については、同法第21条により労働者者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)(平21.3版 VOL69 問4)</p>

加算・減算名	実施	体罰	加算の算定	加算の算定期間用要件
				同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇職種)における勤続年数についても通算することができます。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができます。(平21.3版 VOL69 問5)
④			⑤ 産休や育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができます。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができます。(平21.3版 VOL69 問6)
				サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たつては、老企第36号等において以下のように規定されています。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出せることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなつた事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回つた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)
			⑥ ない事業所について、体制届出後に、算定期間を下回つた場合はどう取扱うか。	「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」とされたる平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定期間を下回つた場合はどう取扱うか。
			⑦ 事業所が新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所(新規事業所)の場合は、4月目以降に、前3ヶ月の実績をもって取得可能となるということができるのか。	サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たつて、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3ヶ月を除く。)をもつて、運営実績が6月に満たない事業所が新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所(新規事業所)の場合は、4月目以降に、前3ヶ月の実績をもって取得可能となるということができるのか。
			⑧	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とサービス提供体制強化加算(Ⅱ)とは同時に取得することはできない。また、実地指導等において、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定期間を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることができない。なお、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定期間を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定期間を満たしている場合は、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介算額		加算の算定		加算・減算適用要件	
実施範囲	○	加算	59／1000				
<p>【大臣基準告示】第61の9(48を準用)¹ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定している場合には、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。</p>							
<p>【大臣基準告示】別表2の2 二 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間に於いて、労働基準法昭和22年法律第49号、労働者災害補償保険法昭和22年法律第50号、最低賃金法昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項)に規定する労働保険料をいいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 介護職員の任用の際における賃賃又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 (八) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前までに実施した介護職員に周知していること。 <p>該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>							

加算・減算名	実施	体制	加算の算定	加算適用要件
				介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。 ①
				介護職員処遇改善計画書や報告書について、国から基準は示されるのか。 ②
				介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいのか。 ③
				介護職員の資質向上の支援に関する計画には、具体的にどのような内容が必要か。 ④

加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。
なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善実施期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとらねたい。
(平24.3版 VOL267 問224)

労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金退職手当(臨時賃金等)に関する規程を想定している。(平24.3版 VOL267 問225)

3月16日付け老発0316第2号通知で様式例をお示したところであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情がない限り同様式例を活用して頂きたい。(平24.3版 VOL267 問226)

当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。
また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。
なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる
(1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。
(2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上
(平24.3版 VOL267 問227)

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑤ 介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、イ(6)の「労働保険料の納付が適正に行われていること」について具体的に内容を確認すればよいか。			介護職員処遇改善加算をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険料の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24.3版 VOL267 間228)
⑥ 実績報告書の提出期限はいつなのか。			各事業年度における最終の加算の支払いがあつた月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。例: 加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24.3版 VOL267 間229)
⑦ 付金申請事業所からも改めて提出を求める必要があるか。			介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアバス及び労働保険料付に開示する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものとの提出が必要となる。(平24.3版 VOL267 間230)
⑧ すればよいか。			賃金改善等の処遇改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 間231)
⑨ しないことは、どのようにして確認するのか。			事業所の指定を行つ際と同様に、届出を行つ事業所に査定書等の提出を求めてることにより確認する。(平24.3版 VOL267 間232)

加算・減算名	実施地	体制	加算減算	加算適用要件
				介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。 ⑩ ⑪ 職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 間233)
				介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になつた場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。 ⑫ ⑬ 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。
				加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があつた場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行つ必要はない。 また、介護職員処遇改善計画書は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、毎年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 間235)
				加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 間237)
				加算の算定要件で実績報告を行うとしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行つているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 間238)
				平成24年度に交付金の承認を受けていたに介護サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従つて、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届出することが必要である。(平24.3版 VOL267 間239)
				通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる。4月から加算を算定しようとする場合、3月中には介護職員処遇改善計画書を作成して從業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのではないか。 ⑭

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
⑯ 加算は、事業所ごとに算定するため、介護職員処遇改善加算の算定要件である介護職員処遇改善告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに提出する必要があるのか。	⑯			加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当ない場合、介護職員処遇改善計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができます。(平24.3版 VOL267 問240)
⑰ 介護職員処遇改善計画書を单独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業所を一括で作成する場合、どのように届け出ればよいのか。	⑰			介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。単独の事業所で介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料1)と市町村状況一覧(添付資料3)が添付資料として必要になる。(平24.3版 VOL267 問241)
⑱ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額に反映しないとありますか、利用料には反映されるのか。	⑱			介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まれない。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3版 VOL267 問242)
⑲ 介護職員処遇改善加算の算定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績報告書を都道府県知事等に提出することなどなっているが、当該要件を満たしたことを証明するため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の)受理通知「は送付しているがそれとは別途に」受理通知」等を事業所に送付する必要があるのか。	⑲			介護職員処遇改善計画書を都道府県知事等に提出することなどなっているが、当該要件を満たしたことの証明として、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の)受理通知「は送付しているがそれとは別途に」受理通知」等を事業所に送付する必要がある。
⑳ 交付金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施できましたが、加算においても同様の取り扱うのか。一時金で改善してもよいのか。	⑳			介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていないば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問245)
㉑ 交付金事業と同様に、賃金改善は常勤、非常勤等を問わず、また、一部の介護職員を対象としないことは可能か。	㉑			介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていないば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問246)

加算・減算名	実施	体	加算・減算	加算適用要件
				平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。
② また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。				
				介護職員処遇改善交付金 100% ⇒ 加算(Ⅰ) 90% ⇒ 加算(Ⅱ) 80% ⇒ 加算(Ⅲ) (平24. 3版 VOL267 間247)
				通常の介護報酬における単位の計算と同様に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。(平24. 3版 VOL273 間41)
				介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えていくか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24. 4版 VOL284 間12)
				複数のサービスを利用し、区分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとするのか。また、それは誰がどのように判断するのか。
②				これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過するかについて判断する。(平24. 4版 VOL284 間13)
				賃金改定実施期間は、加算の算定期間より短くすることは可能か。
				加算の算定期間は、同じ月数とすること。(平24. 4版 VOL284 間14)

加算減算名	体制実施	加算試算	加算適用要件
⑪ 介護職員処遇改善支払金を受けたる者、平成24年5月から新規に介護職員処遇改善を算定する事業所について、国保連からの支払いは6月になるので、賃金改悪実施期間を6月からとすることは可能か。			賃金改悪実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24. 4版 VOL284 問15)
⑫ 介護職員処遇改善実績報告書の「介護職員処遇改善計算総額」欄には保険請求分に係る加算額を記載するのを含めてよいのか。			保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24. 4版 VOL284 問16)
⑬ 地域密着型サービスの市町村独自加算については、介護従事者処遇改善加算の算定における介護報酬総単位数に含めてよいのか。			介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24. 4版 VOL284 問17)
⑭ ⑮ どちらも新設の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)のみを取得すると上乗せ分も得られるのか。			新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。) (Ⅰ)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの組単位数に乘じることにより、これまでに1万5千円相当の加算が得られる組みどなつており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(Ⅰ)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。なお、処遇改善加算(Ⅰ)～(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27. 2 VOL471 問36)
⑯ ⑰ キャリアパス要件については、			キャリアパス要件について、 ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件Ⅰ) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件Ⅱ) キャリアパス要件Ⅰのいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(Ⅰ)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。 また、職場環境等要件についても、実施した処遇改善(賃金改悪を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していく必要があり、処遇改善加算(Ⅱ)については、平成20年10月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(Ⅰ)については、平成27年4月から実施した取組が対象となる。 なお、処遇改善加算(Ⅰ)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改悪を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること(先もつて、要件を満たしたものとしている。(平27. 2 VOL471 問37)

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算適用要件
			<p>賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のようにある。</p> <p>ない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。</p> <p>○ 平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)</p> <p>・加算を取得する月の属する年度の賃金水準(加算の取扱機器による賃金改善の部分を除く。)</p> <p>○ 平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合 加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27. 2 VOL471 問38)</p>
			<p>職場環境等要件を満たすための具体的な事例は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。</p> <p>また、処遇改善加算(1)を取得するに当たつて平成27年4月から実施した賃金改善以外の処遇改善の取組内容を記載する際には、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であります。別紙様式2の(3)においては、同様に記載すること。</p> <p>例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入した場合、別紙様式2の(3)においては、同様に「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」にチェックすることになるが、それぞれが別の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるよう記載すること等が考えられる。(平27. 2 VOL471 問39)</p>
			<p>処遇改善加算の算定期は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。</p> <p>ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払の時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。</p> <p>また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があつた場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27. 2 VOL471 問40)</p>

加算・減算名		実施	体制	加算・減算要件
(33) 改善加算の対象サービスなどについているが、給合事業へ移行した場合、処遇改善加算の取扱いはどのようになるのか。	介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27. 2 VOL471 問41)			
(34) 処遇改善加算の算定要件である「処遇改善加算の算定期間に相当する賃金改善」に関する費用を支給して差し支えないか。 ① 法人で受講を認めた研修に関する参加費や教材費等について、あらかじめ介護職員の賃金に上乗せて支給すること。 ② 研修に関する交通費について、あらかじめ介護職員に賃金に上乗せて支給すること。 ③ 介護職員の健康診断費用や、外部から講師を招いて研修を実施する際の費用を法人が肩代わりし、当該費用を介護職員の賃金改善とすること。	処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定期間に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定期間における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定期間に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、効率で適切に話し合った上で決定すること。(平27. 2 VOL471 問42)			
(35) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者の賃金改善の基準点の1つに「加工賃金水準(交付金を取得して直前の時期の賃金水準(交付金を取得している場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)とあるが、直前の時期とは、具体的にいつまでを指すのか、交付金を受けていた事業所については、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることができるか。	平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者の賃金改善の基準点の1つに「加工賃金水準(交付金を取得して直前の時期の賃金水準(交付金を取得している場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)とあるが、直前の時期とは、具体的にいつまでを指すのか、交付金を受けていた事業所については、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることができるか。			
(36) 職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請したものでも、あくまでも從来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善加算(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複するところは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27. 2 VOL471 問44)	職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請したものでも、あくまでも從来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善加算(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複するところは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27. 2 VOL471 問44)			
(37) 職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」「「その他」といったカテゴリー別に例示が挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当たっては、各カテゴリーにおいて1つ以上の取組を実施する必要があるのか。	職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」「「その他」といったカテゴリー別に例示が挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当たっては、各カテゴリーにおいて1つ以上の取組を実施する必要があるのか。			

計算名	各制度	計算の概要	計算用要件
⑩ 平成27年度に実施された賃金改悪算	平成27年度に実施された賃金改悪算	<p>平成27年度に処遇改善加算を取得するに当たって、賃金改善に係る比較時点として、平成26年度の賃金水準と比較する場合である。平成26年度中に定期昇給が行われた場合、前年度となる平成26年度の賃金水準については、定期昇給前の賃金水準となるのか、定期昇給後の賃金水準となるのか、又は年度平均の賃金水準になるのか。</p> <p>今般、処遇改善加算を新しく取得するに当たって、処遇改善加算の算定期間に相当する賃金改悪算分について、以下の内容を充てることを労使で合意した場合、算定期間にある当該賃金改悪算分どするることは差し支えないか。</p> <p>① 過去に自主的に実施した賃金改悪算分 ② 通常の定期昇給等によって実施された賃金改悪算分</p>	<p>前年度の賃金水準とは、前年度に介護職員に支給した賃金総額や、前年度の介護職員一人当たりの賃金月額である。(平27.2 VOL471 間46)</p> <p>賃金改悪算は、加算を取得しない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改悪見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得している介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得した場合は、交付金による賃金改悪の部分を除く。) ・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改悪の部分を除く。) <p>したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改悪算が行われていることが算定期として必要なものであり、賃金改悪算の方法の一とつとして、当該賃金改悪算分に、過去に自主的に実施した賃金改悪算分や、定期昇給等による賃金改悪算分を含むことはできる。(平27.2 VOL471 間47)</p> <p>賃金改悪算に係る比較時点に関する、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得している場合、以下のいそれかの賃金水準となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得している場合は、交付金による賃金改悪の部分を除く。) ・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改悪の部分を除く。) <p>平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。</p> <p>また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(Ⅰ)を取得する場合の「加算を取得しない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(Ⅰ)を初めて取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(Ⅰ)を取得し実施された賃金の総額となる。</p> <p>このため、例えば、従来の処遇改善加算(Ⅰ)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(Ⅰ)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(Ⅰ)を取得するに当たつての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算用要件
対象となるのか。	②			介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とは可能であり、賃金改善を行う方法等について添付書類にて相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27. 2 VOL471 問49)
平成27年度から新たに介護サービス事業所・施設を開設する場合も処遇改善加算の取得は可能か。	③			新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃金改善額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27. 2 VOL471 問50)
介護職員処遇改善加算を算定しなとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書には毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更)がなければ、場合に、そのまま提出を省略させることができる。(平27. 2 VOL471 問51)	④			介護職員処遇改善加算を算定しなとする事業所が前年度も加算を算定しており、平成28年度にも加算を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。
従来の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)については、改正後には処遇改善加算(Ⅱ)～(Ⅳ)となるが、既存の届出内容に変更点がない場合は、介護給付費算定に係る介護給付費算定等体制届出書の提出は必須か。	⑤			介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として差し支えない。(平27. 2 VOL471 問52)

加算・減算名	各制度	加算計算	別事情届出書適用要件
			別事情届出書は提出しなくてもよいのか。
51	51	一部の職員の賃金水準を引き上げた結果、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準を低下していない場合、特別事情届出書の提出はしなくてよいか。	一部の職員の賃金水準を引き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた結果、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準を提出する場合は、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。(平27.2 VOL471 問57)
52	52	法人の業績不振に伴い業績運動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改悪実施期間の賃金が引き下られた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させではなくため、業績運動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改悪実施期間の賃金が引き下された場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問58)
53	53	事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。	特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能なにもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。 また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもつて一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。 ・介護職員の賃金水準の引き下げる内容 ・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改悪の見込み ・介護職員の賃金水準を引き下げるごとにについて、適切に労使の合意を得てないこと等の必要な手続きを行った旨(平27.2 VOL471 問60)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	別事情届出書用要件
54 別事情届出書を提出し、事業の純額を図るために、介護職員の賃金水準加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下げる上での要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下げる上での要因があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。				特別事情届出書を届け出ることにより、事業の純額を図るために、介護職員の賃金水準加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下げる上での要因があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。 したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書に規定した賃金改善を実施することが困難と判断した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2 VOL471 問61)
55 特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げる上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引き下げに当たっての比較時点はいつになるのか。				平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所、施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較すること。(平27.2 VOL471 問62)
56 キャリアパス要件Ⅲにおけるキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違い如何。				キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた認容要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めしていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の取得要件であるキャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。
57 昇給の仕組みとして、それぞれ「①経験②資格③評価」いずれかに応じた昇給の仕組みを設けることという記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要件を定めてもいいか。				お見込みのとおりである。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
				<p>昇給の方式については、手当や賞与によるものでも良いのか。</p> <p>38.</p>
				<p>資格等に応じて昇給する仕組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する」とあるが、具体的にはどのような仕組みか。</p> <p>39.</p>
				<p>キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについて、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。また、介護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、介護職員待遇改善計算の対象とし、派遣料金の直上げ分等に充てるることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。介護職員待遇改善計算(Ⅰ)の取得に当たりても本取扱いに委りなければならないが、キャリアパス要件Ⅲについて、派遣労働者を加算の対象とする場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。</p> <p>40.</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
			<p>「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、介護職員として職務に従事することを前提とした、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定している他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。また、必ずしも公的な資格である必要はないが、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たしえる。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなることを要する。</p>
61 キャリアパス要件Ⅲの昇給の基準として「資格等」が挙げられているが、これにはどのようなものが含まれるのか。			<p>昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。</p>
62 「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。また、「定期に」とは、どの程度の期間まで許されるのか。			<p>キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善額だけでは、加算の算定額を下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。</p>
63			<p>キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みによる賃金改善では算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回つていればよい。</p>

加算・減算名	実施区分	加算・減算	加算・減算適用要件
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	○	加算 43／1000	<p>外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生は、介護職員処遇改善加算の対象となるのか。</p> <p>介護職種の技能実習生の待遇について、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」とされており、EPAによる介護職種の技能実習生が介護業務に従事している場合、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。</p>
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	○	加算 23／1000	<p>【報告示】別表2の2 二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】51の9(48を準用) 口 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 (イ)(1)から(6)まで、(7)(1)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>【Q&A】 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と同様。</p> <p>【報告示】別表2の2 二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。</p> <p>【大臣基準告示】51の9(48を準用) ハ 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の雇用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善)に関するものと除く。及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>【Q&A】 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と同様。</p> <p>【報告示】別表2の2 二 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定している場合には、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は算定しない。</p>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	○	加算 12／1000	

加算減算名	実施条件	加算減算算算	加算減算適用要件
			<p>【大臣基準告示】51の10(48の2を準用) イ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回ること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に関する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額40万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定地域密着型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善後のはその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出していること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、賃金改善が困難な場合、当該事業の組織を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すこととはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)(指定療養通所介護にあってはサービス提供体制加算(Ⅲ)又は(Ⅳ))のいずれかを届け出していること。</p> <p>(6) 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するもの)を除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の方針を公表していること。</p>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	○	加算	<p>【報酬告示】別表2の2 水厚生労働大臣が定める介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出した指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>【大臣基準告示】51の10(48の2を準用) 口</p>